

石川県ごみ処理の広域化計画

平成11年3月

石川県

目 次

1 計画策定趣旨	1
2 広域化計画の期間	2
3 広域処理の基本方針	2
(1) 排出抑制とリサイクル	2
(2) 焼却処理の全連続化	2
(3) リサイクルの推進	3
(4) 灰処理の適正化	3
(5) ごみの固形燃料化	3
4 広域ブロック化のための前提条件の整理	5
(1) ごみ処理の現状	5
(2) ごみ処理の形態	5
(3) ダイオキシン対策の現状	6
(4) ごみ処理の費用	6
(5) 広域化を考えるための指標	6
5 広域化ブロック区割りの整理	8
(1) 広域化ブロック区割りの基本方針	8
(2) 広域化ブロック区割りの設定	9
6 各ブロックにおける施設整備計画	14
7 広域化が完了するまでの過渡期のごみ処理方法	15
(1) ごみ焼却量の減量	15
(2) ダイオキシンの削減	15
(3) ごみ焼却施設の相互活用	15
8 R D F を活用する場合の利用先等	16
(1) R D F 化施設導入の課題	16
(2) 法的制約	16
(3) 対応	16

9 広域化の効果	17
(1) ダイオキシン類削減効果	17
(2) サーマルリサイクル効果	18
(3) 施設整備事業費縮減	19
10 広域化計画のフォローアップ	20
(1) 市町村	20
(2) 県	20
(3) 広域化推進に当たっての責務と役割	21

1 計画策定の趣旨

廃棄物（以下「ごみ」という。）は一人ひとりの生活に直結する身近な問題であると同時に、地球環境や資源の保全という人間の生存にかかわる重要な課題と認識されている。各種の段階で様々な取り組みにより、ごみの排出抑制や徹底した再利用や再生利用（以下「リサイクル」という。）を推進したとしても、処理せざるを得ないごみがあることから、信頼性の高いごみ処理施設で適正な処理を行うとともに、処理段階においてもリサイクルや余熱利用等を行うことにより、循環型社会構築に向け、引き続き、あらゆる面からアプローチしていく必要がある。

また、ごみ焼却施設からの排ガス中に含まれるダイオキシン類（以下「ダイオキシン」という。）が環境問題として大きくクローズアップされ、周辺住民に不安を与えるなど社会問題化しており、その対応が急務とされている。

ごみ焼却に伴うダイオキシンの発生抑制は、現在の技術でも安全なレベルにまで抑制することが可能であるものの、小規模な市町村が個々で対応するというような従来の施策の延長線では問題解決が困難なため、その技術が活用できるような規模まで集約化・広域化を行うというような、既存市町村エリアを超えた対応が急務である。

厚生省では、平成9年1月「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（以下「新ガイドライン」という。）を策定するとともに、同年8月には廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等を改正し、ごみ焼却施設に係るダイオキシンの排出規制を行い、その削減対策を進めている。特に、新ガイドラインでは、安定的な燃焼の確保や高度排ガス処理等が困難な小規模施設は、近隣市町村との連携による全連続炉への集約化、広域化を総合的かつ計画的に進めが必要とされている。

このため本県では、ダイオキシンの排出削減はもとより、リサイクルの推進や、未利用熱エネルギー等の有効利用を進めるとともに、引き続き、ごみの衛生的処理や最終処分量の削減等の観点から焼却処理は必要であるとの認識に基づき、近隣市町村が連携し、均衡ある広域化がより円滑に行われるよう本計画を策定するものである。

2 広域化計画の期間

本計画の期間は平成10年度を初年度とし、ダイオキシン削減のための恒久的な対策を施しなければならない平成14年12月を中間目標とし、現有施設の建設年次や基幹改造等を考慮しながら、新ガイドラインの最終目標年次である平成29年度までの20年間とする。

なお、検討に当たっては、現状における処理技術等を勘案したものであり、今後の技術開発等の動向を踏まえ必要に応じて見直しを行うものとする。

3 広域処理の基本方針

今後、市町村等が廃棄物の処理を行うに当たっては、廃棄物の最小化と環境負荷低減ため、発生抑制、再利用、再生利用、中間処理における熱エネルギーの有効利用及び環境に配慮した最終処分を、それぞれの地域の実情に応じた総合的な施策を進めるものとする。

(1) 排出抑制とリサイクル

まず、ごみの排出抑制やリサイクル等により焼却量そのものを削減することが最も重要であることから、「いしかわクリーン・リサイクル推進計画」及び「リサイクル型社会構築行動計画」に基づき、県民、事業者、行政が一体となり、それぞれの役割を果たし、より一層ごみの排出抑制等を図るものとする。

(2) 焼却処理の全連続化

既存のごみ焼却施設においては、まず、ダイオキシンの排出が少ない適切な焼却を行うことが重要である。

間欠炉に比べ、規模が大きく、安定的に24時間連続運転を行う全連続炉は、以下のようないくつかのメリットがあるため、今後、新設される焼却施設は原則として全連続炉とする。

- ・ ごみ質・ごみ量の安定化
- ・ 燃焼の安定化
- ・ 排ガス処理の高度化
- ・ 余熱利用

(3) リサイクルの推進

① マテリアルリサイクル

従来より、資源ごみとして分別収集が進められていたところであるが、容器包装リサイクル法の本格実施により、スチールやアルミ缶、ガラスビン等に加て紙パックやP E Tボトル等のリサイクルが図られている。

引き続き、リサイクルプラザやストックヤード等の整備を進め、広域的に集めるこによりリサイクルに必要な量を確保し、これによりマテリアルリサイクルを推進するとともに、焼却量の減量化を図るものとする。

② サーマルリサイクル

ごみをそのまま焼却した場合には、焼却施設を全連続炉としても一定規模以上でないとごみ発電等の余熱利用を効率的に行うことは困難である。

このため、現在の技術レベルや効率性、経済性等を考慮すると、全連続炉は少くとも一日当たりのごみ焼却量が100t程度必要であるため、この規模に至らない場合には、エネルギー回収が容易な廃棄物の位置づけでR D F（固体燃料）化施設の整備を検討する。

これによって、焼却により得られた熱を最大限回収し、熱供給、発電に供することにより、エネルギー利用の合理化を図るとともに、地球温暖化の防止にも資するものとする。

(4) 灰処理の適正化

まず、焼却に伴うダイオキシンの発生や排ガス処理設備での生成を抑制する対策により、排ガス中及び焼却灰・飛灰に含まれるダイオキシン量の削減対策や最終処分場からの粉塵の飛散防止や浸出水の浮遊物質の除去を行うものとする。

今後は、従来より行われている飛灰等のセメント固化や薬剤処理等の安定化処理に加え、ダイオキシンを分解する溶融固化処理等を行い、無害化するとともに、溶融スラグ等の有効利用を図り最終処分量を削減する。

また、上記サーマルリサイクルに得られた熱エネルギー等の有効利用を図るものとる。

(5) ごみの固体燃料化

ごみ発生量が少なく、全連続化が困難な小規模ごみ焼却施設を有する市町

村は、近隣市町村と連携し一定規模以上の全連続炉への集約化が困難な場合には、そのままのごみに比べ、貯蔵・輸送性等にも優れ、質が均一化されるため、安定した状態での燃焼が容易なものとなるごみ固形燃料（RDF）化施設に転換するものとする。

RDF化施設の導入にあたっては、可能な限り集約化を目指すとともに、製造されたRDFの安定的な活用先を確保する必要がある。

このため、小規模施設の多い能登地区のごみ処理施設を対象に、個々の広域ブロックでRDF化施設を整備し、ここで製造されたRDFを1箇所の専焼炉に集めて焼却し、その熱エネルギーで発電を行い、また、焼却灰は溶融スラグ化し路盤材等に活用するというRDF化構想を進めるものとする。

4 広域ブロック化のための前提条件の整理

(1) ごみ処理の現状

① 一般廃棄物（ごみ）の発生量

日常生活に伴って排出される生活系のごみとオフィスの紙ごみなどの事業系ごみとを併せたごみの総排出量は、平成7年度を除き、平成元年度以降減少しており、平成8年度には474千トンとなった。

また、これを県民一人一日当たりに換算すると、1,103gで、平成7年度の全国の水準1,105gとほぼ等しい状況である。

② 一般廃棄物処理施設の整備状況

平成10年度末における一般廃棄物処理施設の処理能力は、資料No.3に示すおりであり、現在の処理需要を満たしているが、今後は、「単に燃やして埋める処理」からリサイクル可能なものは極力リサイクルするとともに積極的に余熱利用を推進する「廃棄物循環型処理」に向けた施設整備を進めていくことが必要である。

国では、平成8年11月に第8次廃棄物処理施設整備計画が策定され、平成8年度から平成12年度までの総投資額を定めるとともに、ごみ排出量の伸び率やリサイクル率などの目標値が設定されたところである。

県では、リサイクルプラザやごみ焼却の余熱を利用するための施設整備に対し、財政的な支援を行うなどにより循環型処理の促進を支援している。

(2) ごみ処理の形態

ごみをそのまま埋め立てれば最終処分場はすぐに満杯になるため、いろいろな施設を設け、なるべく埋立量を減らそうとしている。そのための代表的な施設がごみ焼却施設であり、焼却により重さで約10分の1程度に、また、衛生的であることから、減量処理率では、全国が約89%で本県では約74%となっており、ごみ処理において大きなウェートを占めている。

また、市町村のごみ処理施設の整備状況は、資料No.3に示すとおりである。

しかし、近年大きな社会問題となってきたダイオキシン発生抑制のため、個々の市町村を中心としたごみ処理体系のあり方について再点検する必要がある。

(3) ダイオキシン対策の現状

平成9年10月、全国のごみ処理施設1,641施設のうち107施設で排ガス中のダイオキシン類濃度が緊急対策の基準(80 ng-TEQ/m³N)を超えたと厚生省が公表した。

県内では、平成9年5月にA市のごみ焼却施設で、2炉（2施設）のうち1炉が基準値を超えたため、基準を超えた1炉を廃止し、残りの1炉で焼却を行っている。また、平成10年3月には、B事務組合のごみ処理施設においても、2炉（1施設）のうち1炉が基準を超えたため、改良し、継続使用している。

このため、ごみ焼却施設のダイオキシン削減のため、市町村に対し、施設の総点検、適正な燃焼管理等及び分別排出の徹底や強化された焼却炉の構造並びに維持管理について基準や新ガイドラインに示された排ガス処理装置の高度化等の改善を行うよう指導している。

(4) ごみ処理の費用

ごみの排出量は、平成元年度以降減少傾向にあるものの、プラスチックなどの処理の困難なごみが増えたことなどにより、市町村におけるごみ処理に要する費用（建設改良費を除く。）は、年々増加しており、平成8年度には約100億円で、これを1人当たりにすると、8,461円となる。

(5) 広域化を考えるための指標

市町村は、従来からの社会的、地理的等の特性を背景に、固有の事務としてごみ処を行っており、ごみ処理の広域化についても、地域ごとの背景等を踏まえたうえで検討を進める必要がある。

① 人口規模

ごみ焼却施設は、少なくとも1日当たりの処理能力として100t以上とする必要があることから、人口規模としては、平成7年度の全国の可燃ごみ量の平均が約830g／人・日であることから、概ね10万人程度が目安となる。10万人程度以上の人口規模の市町村では、単独による施設整備が可能となるが、発電等の余熱利用や焼却残さの溶融処理等を考慮すると、より施設を大型化（300t程度）することも必要なため、人口10万人程度の市が中心となって周辺町村を含めた広域処理体制の構築も

必要となる。

また、人口規模は、ごみ排出量の多少を決定する一要因であり、ごみ排出量は施設規模を決定する条件となるため、ごみ処理広域化を進めるための効率化や環境保全性等を検討するうえで重要な要素である。

人口は規模のみでなく、密度（集積度）も収集運搬の効率性等考慮する際の重要な要となる。このため、排出ごみをそのまま処理施設へ直送するか、または、中継施設を設け運搬するのか、ごみ固形燃料（RDF）化後に運搬するかの検討が必要となる。

② 地域類型

市町村の特性を示すものとしては、産業構造により商業都市、ベットタウン及び農山漁村型等に区分され、この違いにより排出されるごみ質が異なり、処理方法を選択するうえで重要な要素となる。

③ 広域化の方向性

市町村の人口規模やごみ排出量等を踏まえた広域化の必要性の高低等については、図1に示すとおりである。

県内市町村の人口規模は、金沢市が40万人を超えるものの、これ以外では、小松市及び松任石川広域事務組合が10万人を若干超える規模であり、他の市町村は全て人口規模10万人未満である。

人口規模が大きい市では、ごみの排出量が多く、すでに広域化の要件を満たしている。しかしながら、人口規模の小さい市町村では、ごみの排出量が少なく効率的な施設整備や環境保全等を考慮すると広域化の必要性は高いと言える。

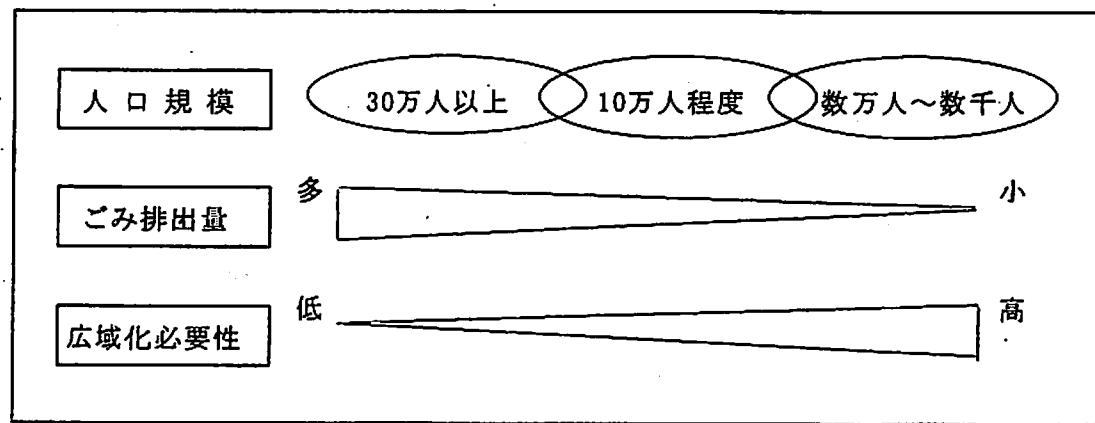


図1 広域化の方向性

5 広域化ブロック区割りの整理

(1) 広域化ブロック区割りの基本方針

ごみ処理は市町村固有の事務であることより、市町村による処理を行うものとする。

また、最低でも100t／日以上の全連続式焼却炉とすることとし、近隣市町村が連携して全連続炉への集約化（広域化）を総合的かつ計画的に推進するものとし、次の方針で広域化ブロック区割りを設定する。

① 焼却方式のみによる広域ブロック区割り

ア 一日当たりの処理能力が300t以上のブロック区割り

- ・ 処理能力300t／日未満のごみ焼却施設を有する市町村は、近隣の市町村広域化を行なう。
- ・ 現在、一部事務組合により広域的にごみ処理を行っているものについては、これを分断しないものとする。
- ・ ブロックの範囲は、ごみのままでの運搬を原則とするが、ごみのままでの運搬が困難な場合には効率化を考慮し、RDF化等により運搬を行うものとす。

イ 一日当たりの処理能力が100t以上のブロック区割り

- ・ 前記に加え、次のとおりとする。
- ・ 処理能力100t／日未満のごみ焼却施設を有する市町村は、近隣の市町村と広域化を行なう。
- ・ 地域特性等を踏まえ、現行の広域行政ブロック区割りを基本とする。

② 焼却方式並びにRDF化方式の複合ブロック区割り

人口規模が小さい地域では、次のRDF化の特徴を踏まえ、従来のごみ焼却施設をRDF化施設に転換するものとする。

ただし、RDFの利用先が確保されるものに限るものとする。

ア 質が均質化するため、燃焼管理が容易になること。

イ 石灰が混入されているため、長期保存が可能であること。

ウ 輸送性に優れること。

エ 燃焼の際、石灰による塩化水素の中和等により、ごみのままでの燃焼に比べてダイオキシン類の発生が抑制できること等のメリットがある。

(2) 広域化ブロック区割りの設定

基本方針に基づき、広域化ブロック区割りを行うと、表1及び図2～4に示すとおりとなる。

① 焼却方式のみによる広域ブロック区割り

ア 一日当たりの処理能力が300t以上のブロック区割りでは、能登、金沢、加賀の3ブロックとなる。

イ 一日当たりの処理能力が100t以上のブロック区割りでは、能登北部、能登中部、河北郡、金沢、松任石川、小松能美、加賀山中の7ブロックとなる。

② 焼却方式並びにRDF化方式の複合ブロック区割り

ア 金沢市及び加賀地区

- すでに広域化、大規模化が進展しており、焼却方式で対応するものとするが、小規模なごみ焼却施設を有する山中町及び能美郡広域事務組合については、焼却施設の更新時期に併せ、近隣市と広域化を行うものとする。
- 金沢市以外の加賀地区では、1日当たりの処理能力が300t未満となるものの、施設の更新時期や地域特性等を考慮し、当分の間、松任石川、小松能美、加賀山中の3ブロックによる広域化を行うものとする。

イ 能登地区

小規模施設が多く、焼却方式での広域化が困難な河北郡以北については、ごみ焼却方式からRDF化施設への転換を図るものとする。

③ RDF化方式への転換

ア 地域特性等から、ごみのまでの運搬が困難な河北郡以北の能登地区とする。

イ なお、加賀地区の山中町及び能美郡広域事務組合についても、ごみ焼却方式での広域化が困難な場合は、RDF方式での広域化を進めるものとする。

これらのことより、本県では、焼却方式並びにRDF化方式の複合ブロック区割りで広域化を進めるものとする。

表1 広域化ブロック区割りの設定

区分	ブロック区割り											
	焼却方式のみによる300t/日以上のブロック				焼却方式のみによる100t/日以上のブロック				焼却方式並びにRDF化方式の複合ブロック			
市町村	ブロック	人口(人)	焼却量(t/日)	焼却施設(t/日)	ブロック	人口	焼却量(t/年)	焼却施設(t/日)	ブロック	人口(人)	焼却量(t/年)	焼却施設
珠洲市	能登	356,110	87,507	330	能登北部	102,232	28,543	110	珠洲	50,498	—	160(RDF専焼炉)
内浦町									内浦			
柳田村									能登三郷			
能都町									輪島	51,734	—	
輪島市									穴水門前		73	
穴水町					能登中部	160,428	38,032	150	七尾鹿島	88,439	—	99
門前町									羽咋都市			
鹿西町									羽咋都市			
能登島町									羽咋都市			
鹿島町									羽咋都市			
中島町	河北郡	93,450	20,932	80	河北郡	93,450	—	—	羽咋都市	71,989	—	69
島屋町									羽咋都市			
田鶴浜町									羽咋都市			
七尾市									羽咋都市			
富来町									羽咋都市			
押水町									羽咋都市			
志賀町									羽咋都市			
志雄町									羽咋都市			
羽咋市									羽咋都市			
内灘町									羽咋都市			
宇ノ気町									羽咋都市			
七塚町	小松能美	156,546	39,031	150	小松能美	156,546	39,031	150	小松能美	156,546	39,031	—
高松町									小松能美			
津幡町									小松能美			
金沢市	金沢	438,153	148,309	560	金沢	438,153	148,309	560	金沢	438,153	148,309	560
松任市	松任石川											
美川町	松任石川											
鶴来町	松任石川											
野々市町	松任石川											
河内村	松任石川											
吉野谷村	松任石川											
鳥越村	松任石川											
尾口村	松任石川											
白峰村	松任石川											
川北町	加賀山中	80,323	28,161	110	加賀山中	80,323	28,161	110	加賀山中	80,323	28,161	110
辰口町									加賀山中			
寺井町									加賀山中			
根上町									加賀山中			
小松市									加賀山中			
加賀市	能美郡	156,546	39,031	150	能美郡	156,546	39,031	150	能美郡	39	—	(山中16)
山中町									能美郡			

(注)・焼却施設の規模=焼却量÷280÷0.96 (平成8年度の焼却量から算定)

・RDF化施設の規模=焼却量×365/250×1.1

・()付RDF化施設については、直接焼却による広域化が困難な場合に検討

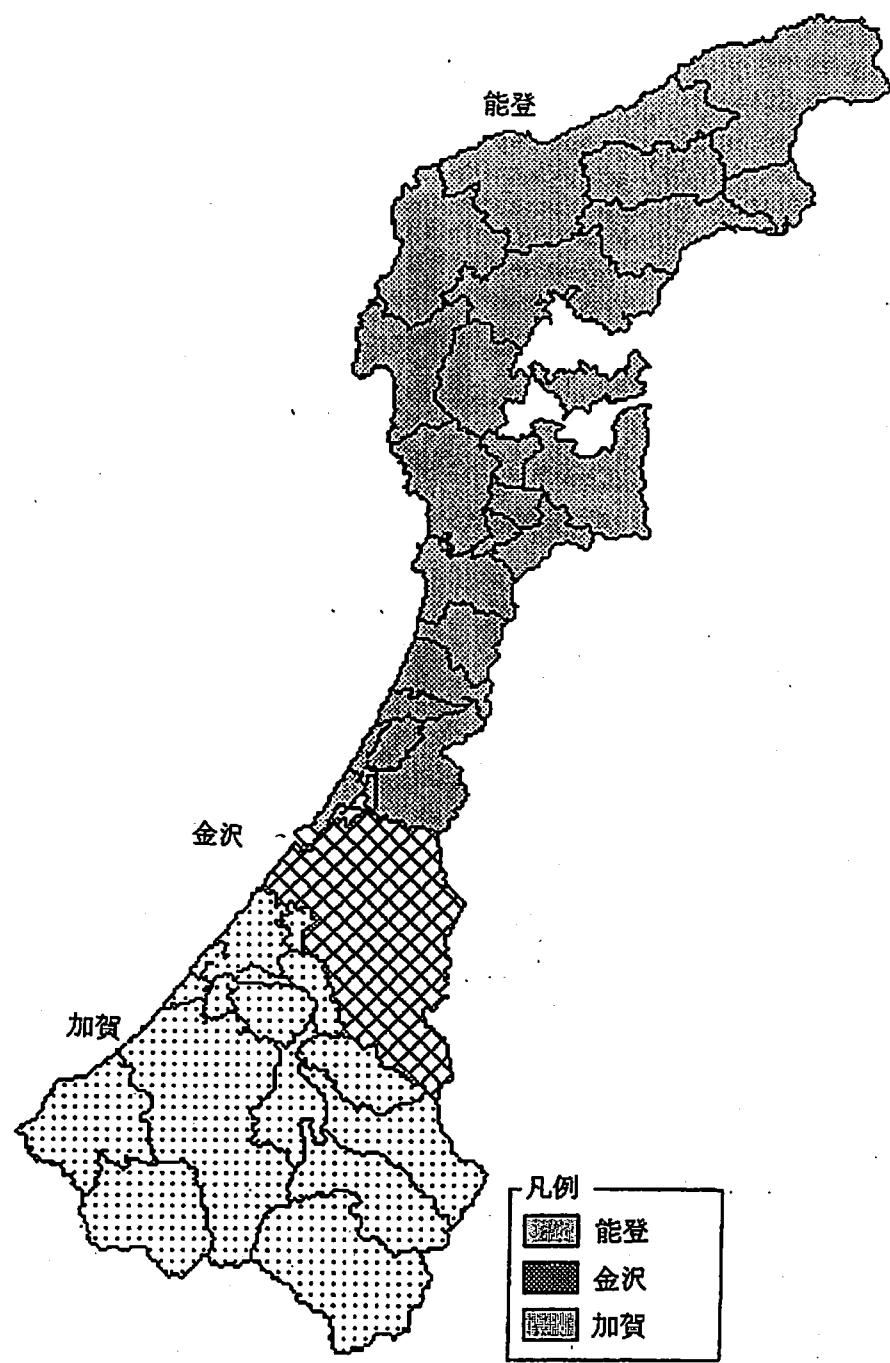


図2 焼却方式のみによる

一日当たりの処理能力が300t以上のブロック区割り

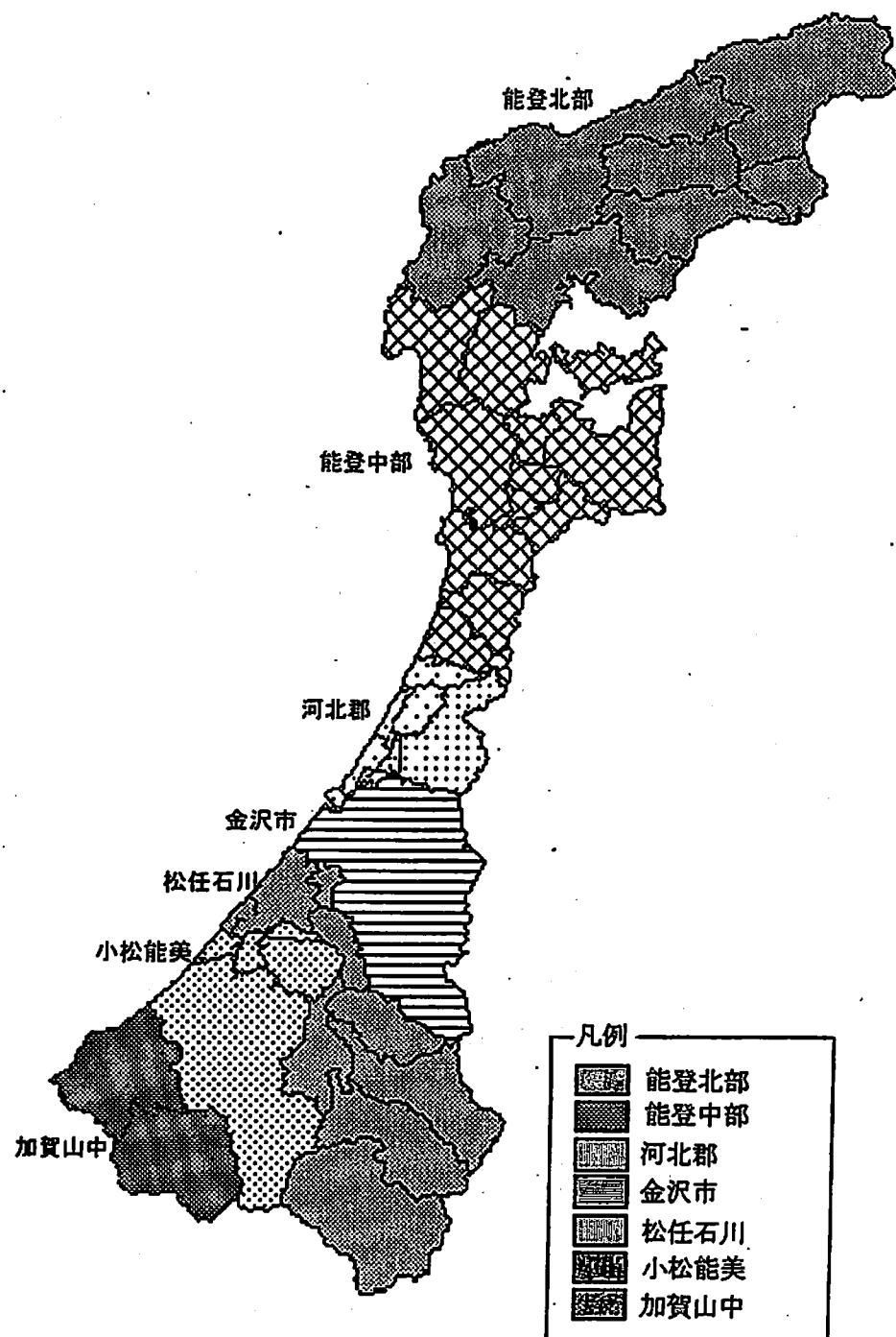


図3 焼却方式のみによる
一日当たりの処理能力が100t以上のブロック区割り

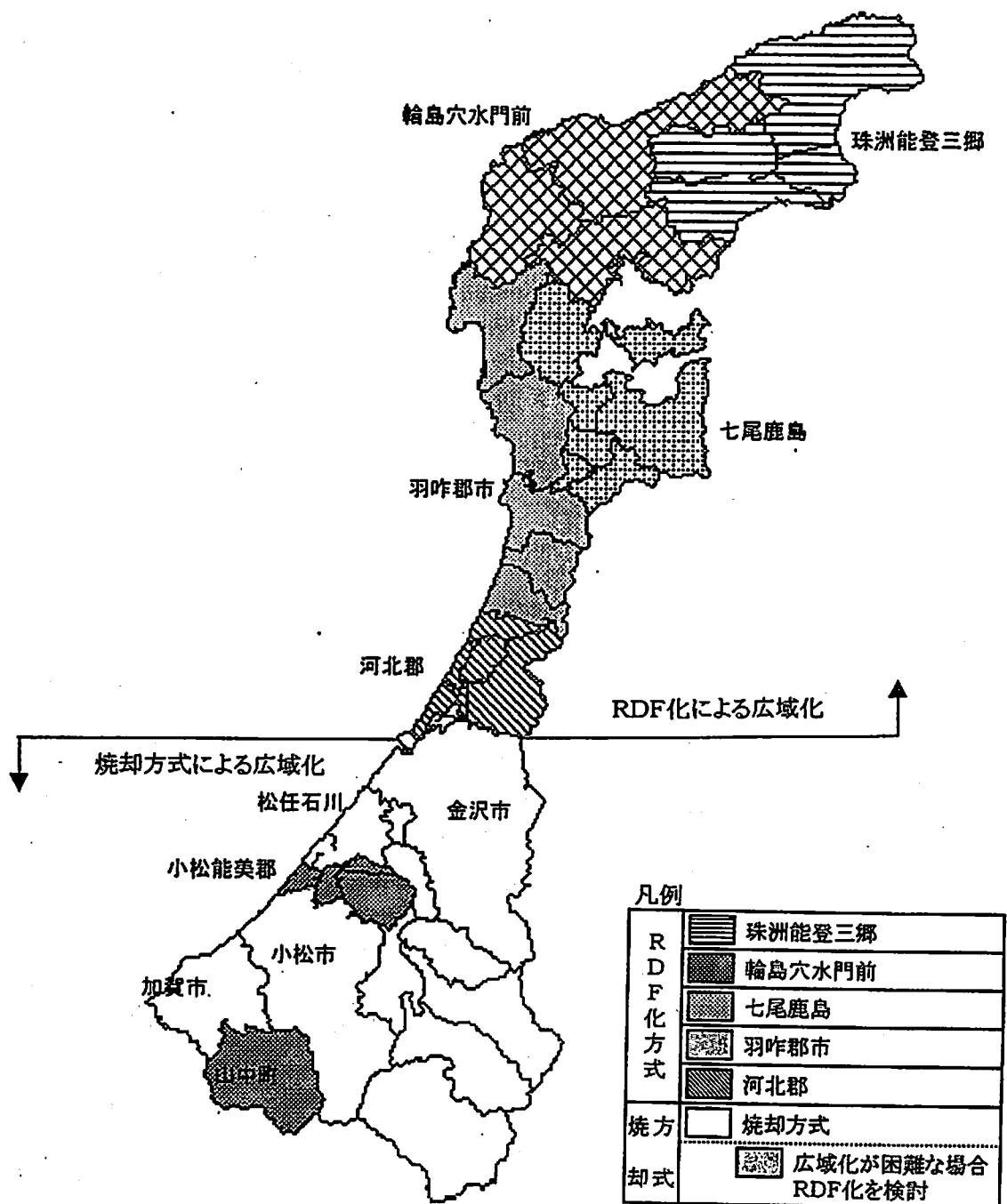


図4 焚却方式並びにRDF化方式の複合ブロック区割り

6 各ブロックにおける施設整備計画

各ブロックにおける施設整備計画は、施設更新年次等を考慮し、原則として表2とおりとする。ごみ焼却施設の広域化とともに、焼却灰の溶融固化施設や最終処分場等の広域化も併せて行うものとする。

表2 各ブロックにおける施設整備計画

地区	市町村等	ブロック	整備予定年度																					
			8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
能登地区	珠洲市	珠洲市能登三郷																						
	能登三郷																							
	内浦町																							
	輪島市	輪島穴水門前																						
	穴水門前																							
	七尾鹿島	七尾鹿島	ガス高圧化																					
	富来町	羽咋郡市																						
	羽咋郡市																							
	河北郡	河北郡																						
金沢・加賀地区	金沢市	金沢市																						
	金沢																							
	松任石川	松任石川																						
	小松市	小松能美郡																						
	能美郡																							
	加賀市	加賀山中																						
	山中町																							

(注)・リサイクルプラザについて、能登地区では、RDF化施設に併設するものとした。また、加賀地区は、ごみ処理施設の更新時に併設するものとした。

・埋立処分地は、現施設の残余年数を考慮し、整備計画を行った。

・金沢・加賀地区的灰溶融については検討中

7 広域化が完了するまでの過渡期のごみ処理方法

ごみ焼却施設等は、施設整備年次が異なるため一斉に廃止し、集約化、広域化を行うことが困難なため、広域化ブロック区割りを踏まえ近隣市町村と調整し、基幹改良等により既存施設の長期稼働や更新時期の前倒しなどを行うものとする。

広域化を具体化していくまでの過渡期においても、以下のことに留意しながら適正処理を確保していくものとする。

(1) ごみ焼却量の減量

従来どおり、ごみの排出抑制、リサイクルを推進し、ごみ焼却量の減量化を図るものとする。

また、リサイクルの推進に必要なリサイクルプラザ等の整備を進めるものとする。

(2) ダイオキシンの削減

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める構造基準や維持管理基準及び新ガイドラインに示された恒久対策の基準に適合するとともに、より安全で安心できる生活環境の保全を図るよう、平成14年11月30日までにRDF化施設に転換されるごみ焼却施設を除き、全てのごみ焼却施設は排ガスの高度処理化等の改造事業など所要の措置を速やかに行い、強化される基準を満足するものとする。

(3) ごみ焼却施設の相互活用

原則として、ごみ処理は自区域内処理を行っているが、広域化の過渡期においては、改造事業等に伴い低下する処理能力に対応するため、近隣市町村のごみ処理施設の処理能力や稼働率等を考慮のうえ、相互活用に努めるものとする。

8 RDFを活用する場合の利用先等

RDFはごみに比べて貯留・運搬が容易であり、集約化することにより、小規模なごみ処理施設では、従来、困難であった発電等のより高度な余熱利用が可能となるものの、RDF化施設導入に当たっては、次のような課題や法的制約がある。

(1) RDF化施設導入の課題

- ① RDFを長期的に安定して受け入れる広域処理施設や公共施設、又は事業所等の利用先を確保する必要がある。
- ② 公共施設等でRDFを利用する場合は、公害防止等も含めた設備投資が必要となる。
- ③ 公共施設等の利用量が変動する場合には、ある程度の期間貯留する必要がある。
- ④ 有償、無償にかかわらず、ダイオキシン対策上問題の生じない利用先を確保する必要がある。
- ⑤ RDFの焼却残渣の処理に留意する必要がある。

(2) 法的制約

- ① 利用先でのRDFの燃焼に当たっては、新ガイドラインに示す廃棄物焼却施設と同様の措置が講じられているかを確認する必要がある。
- ② 他人に有償売却できないRDFは一般廃棄物に該当する。
- ③ 焼却能力が1時間当たり200kg以上又は火格子面積が2平方メートル以上の廃棄物焼却炉はダイオキシン類の規制基準が適用される。
- ④ 一体として見なされる施設合計の焼却能力が1時間当たり200kg以上又は火格子面積が2平方メートル以上の廃棄物焼却炉は、設置許可又は届出が必要であり、構造基準、維持管理基準が適用される。

(3) 対応

これらの課題等を踏まえ、能登地区においては、安定的な利用先となる公共施設等を確保することが困難なため、製造されたRDFについては、1カ所の専焼炉に集めて焼却するとともに、その熱エネルギーにより発電を行う。また、焼却灰は溶融スラグ化し、無害化するとともに、その溶融スラグを路盤材等に有効活用する。

9 広域化の効果

広域化の進展に伴い、ごみ焼却施設の排ガス中のダイオキシン排出量の削減量及びサーマルリサイクル効果等について試算した。

各ブロックにおける既存ごみ焼却施設は、引き続き、燃焼改善や完全燃焼に努めるとともに、平成14年11月30日までに排ガス処理の高度化等の改造を実施することとする。

また、今後新たに設置される焼却炉は、0.1ng-TEQ/m³N以下までダイオキシンを低減することとする。この目標にかかわらず、新設焼却施設は、環境保全等に配慮した施設整備を計画的に進め、適切な燃焼管理等により、可能な限りダイオキシンの排出削減に努めるものとする。

(1) ダイオキシン類削減効果

市町村等が設置するごみ焼却施設のダイオキシンの年間総排出量の現状を試算すると、約130 g-TEQとなり、表3及び図5のとおりとなる。

また、広域化の目標年次の平成29年度では、約3.0 g-TEQとなり、現状に比べ約98%が削減されることとなる。

表3 ダイオキシン排出量の推移 (単位 : g-TEQ/年)

ダイオキシン濃度	現 状 平成8年度	平成15年度		平成29年度	
		排出量	削減率	排出量	削減率
① 排 ガ ス	29.9	4.6	84.6%	0.2	99.3%
② 焼 却 灰	1.5	1.0	33.3%	0.0	100.0%
③ 飛 灰	101.3	59.3	41.5%	1.4	98.6%
④ 溶融飛灰	—	0.3	—	1.4	—
⑤ 計	132.7	65.2	50.9%	3.0	97.7%

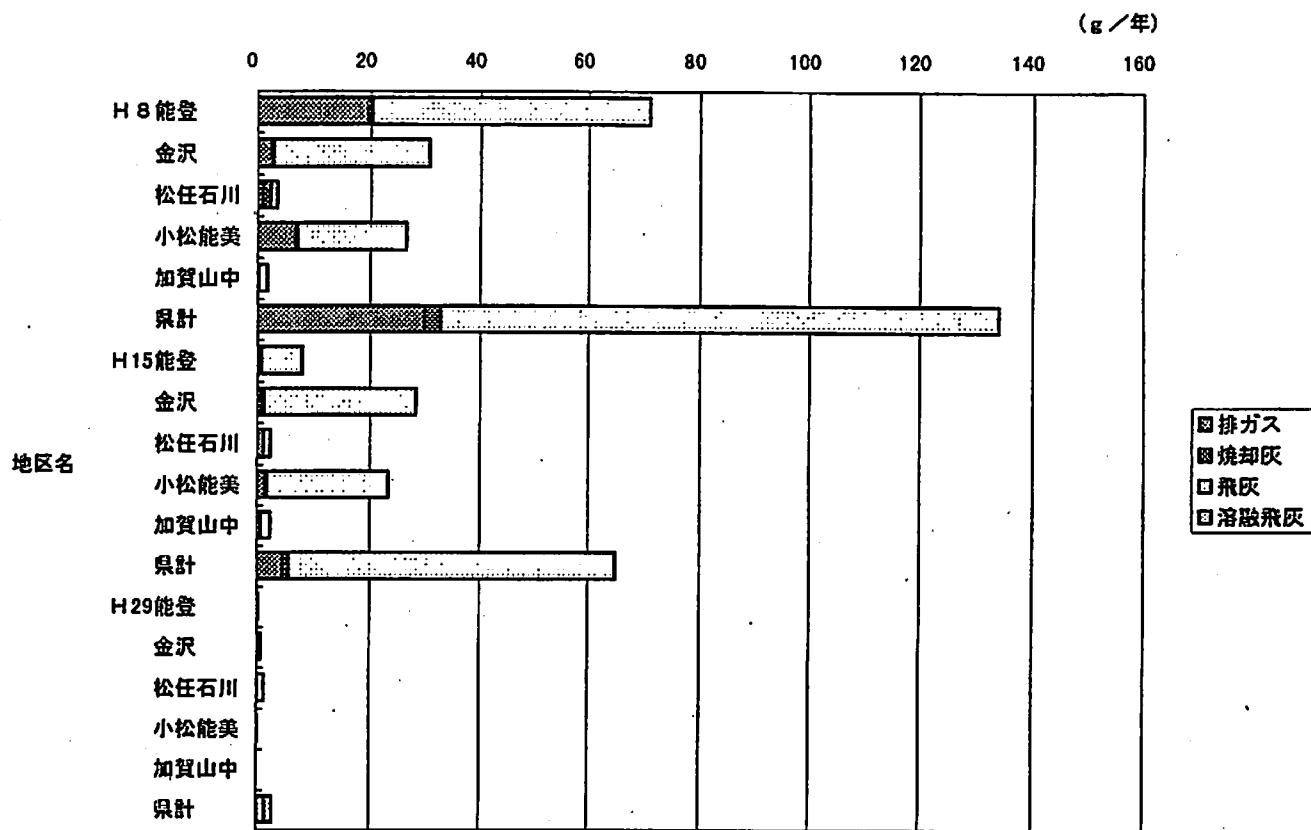


図5 ブロック別ダイオキシン削減効果

(2) サーマルリサイクル効果

広域化によるサーマルリサイクル効果は、次の条件で行った。

- ① 可燃ごみ焼却量 : ダイオキシン類削減効果予測値のごみ量と同様
- ② ごみ発熱量 : 1,800kcal/kg (基準ごみ)
- ③ ごみ発電効率 : 15%
- ④ RDF発電出力 : 5,600kW (予測値)
- ⑤ 年間稼働日数 : 280日
- ⑥ CO₂削減効果 : 0.14kg-C/kWh (電力の二酸化炭素排出係数)

現有規模で発電を行っているごみ焼却施設は、金沢市（2施設）及び松任石川広域事務組合（1施設）の3施設のみであるが、広域化により一日当たり200t程度以上に集約化し全ての施設で発電を行うものとした。

表4のとおり、広域化による施設の集約化により発電出力は、18,700kWとなり、約150%増加する。

また、ごみ発電により火力発電所から排出される二酸化炭素が、13,100 t-C／年、削減することが見込まれる。

表4 発電量及び二酸化炭素削減量

	現 状	平成15年度	平成29年度
発電能力(kW)	7,600	13,200	18,700
発電量(MWh/年)	51,000	88,700	125,700
CO ₂ 消費量(t-C/年)	5,300	9,200	13,100

(3) 施設整備事業費縮減

- ① ごみの減量化・リサイクルにより、処理量そのものが減少し、処理施設の規模の最小化が可能となるため、費用縮減の観点からも取り組まなければならない重要な課題である。
- ② 広域化により処理施設を集約化する場合には、環境の保全に十分配慮しつつ、適切な廃棄物処理施設を計画的に整備するものとする。
- ③ 費用縮減のため、ごみ焼却施設の大規模化により、安定燃焼の確保や高度排ガス処理が可能となるとともに、大規模化による建設単価の低廉化を図るものとする。

10 広域化計画のフォローアップ

(1) 市町村

① 広域化ブロック協議会の設置

ごみ処理に関するダイオキシン削減対策として広域化を進めるため、各ブロックで関係市町村を構成メンバーとする広域化推進協議会を設置し、本計画に基づき、ごみの減量化、リサイクル及び適正処理の確保等について十分な検討、調整等を行うものとする。

② ブロック広域化推進計画のとりまとめ

各ブロックでごみ処理の広域化を具体的に進めるため、広域化推進協議会で検討、調整等を行った内容を盛り込んだ広域化推進計画をとりまとめるものとする。

③ 広域化の推進

ブロックの構成メンバーは、とりまとめられた広域化推進計画に基づき、広域化を具体的に推進するものとする。

また、広域化の進行管理を自ら行うものとする。

④ 報告

広域化推進計画をとりまとめた場合は、県へ報告するものとする。

⑤ 広域化推進計画の見直し

必要に応じ、広域化推進計画の見直しを行うものとする。

(2) 県

① 広域化推進の支援

県は、各ブロックの広域化推進協議会へ参加し、必要な助言等により広域化の推進を支援するものとする。

また、必要に応じ各ブロック間の調整を行うものとする。

② 技術的援助

ごみ処理に関する新たな知見を収集し、ダイオキシン類削減対策や広域的なごみ処理技術情報の提供に努めるものとする。

③ 財政的支援

引き続き、国に対し、市町村等と協力し、国庫補助金等の財政的支援の拡充・強化を働きかける。

(3) 広域化推進に当たっての責務と役割

① 県民

ごみ問題を自らの問題と認識し、ライフスタイルの見直し等により次の役割を果たすよう努めるものとする。

ア ごみの排出抑制・リサイクルの推進

イ 市町村等への協力

② 事業者

事業者は、大量生産、大量消費、多量廃棄スタイルの改善等により次の役割を果たすよう努めるものとする。

ア 事業者処理責任の確保

イ ごみの排出抑制・リサイクルの推進

ウ 市町村等への協力

③ 市町村

市町村は、ごみ処理の広域化を推進する主体として、次の役割を果たすものとする。

ア 広域化の推進

イ 適正処理の確保

ウ ごみの排出抑制・リサイクルの推進

エ 積極的な情報の公開

オ 普及啓発の実施

カ 一般廃棄物処理計画の改訂

④ 県

県は、本計画の策定主体として、本計画を推進するため、次の役割を果たすものとする。

ア 広域化推進への支援

イ 技術的援助

ウ ごみの排出抑制・リサイクルの推進

エ 普及啓発の実施

また、必要に応じ、財政的支援も検討する。

參 考 資 料

目 次

資料No.1 ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン(概要) 資料- 1

資料No.2 ごみ処理の広域化計画について(衛環第173号) 資料- 7

資料No.3 一般廃棄物処理施設(し尿処理施設を除く。)の整備状況 資料-11

資料No.4 市町村別人口、面積及びごみ排出量の現状 資料-16

資料No.5 ごみ排出量の推計結果 資料-18

資料No.6 ごみ焼却施設規模の推計結果 資料-24

資料No.7 ダイオキシン類排出量の推計結果及び予測条件 資料-28

○ ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン
 一ダイオキシン類削減プログラムー

概 要

平成9年1月

ごみ処理に係るダイオキシン削減対策検討委員会

第1章 はじめに

1-1 背景

ダイオキシン類は、有機塩素化合物や、廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成する化学物質であり、その発生源は多岐にわたっている。

- ・ ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDDs) 及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs) の総称で210種類の異性体を持つ化合物群である。
- ・ その毒性は、動物実験において、急性毒性、発ガン性、催奇形成等の広範囲にわたる毒性影響が報告されているが、ヒトの場合には、高濃度暴露とガン発生との関係は無視できないと考えられるが、明らかでない。
- ・ ダイオキシン類は異性体ごとに毒性が異なるので、その毒性を評価する際には、最強の毒性を示す2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性に換算し、毒性換算後の値をTEQ(毒性等量)と呼ぶ。
- ・ ダイオキシン類の各種発生源からの排出状況は明らかではないが、我が国における総排出量は、1990年で3,940～8,405 g-TEQであり、ごみ焼却炉からの排出が総排出量の8～9割りを占めているとの報告がある。
- ・ ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類には、不完全燃焼によって生成されるものと、排ガス処理設備等でガス温度が300℃程度の温度域になった際に、ダスト表面における触媒作用によって合成されるものがあるといわれている。
- ・ ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類が周辺住民に不安を与え、社会問題化しており、ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出削減は緊急の課題となっている。

1-2 これまでの取組の経緯

- ・ 平成2年12月には「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン検討会」により、「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン(以下「旧ガイドライン」という。)」が取りまとめられた。
- ・ 旧ガイドラインをもとに、厚生省は対策の実施について市町村を指導してきた。

1-3 このたびの取組

- 平成8年6月に、当面の耐容一日摂取量（TDI：健康影響の観点から、人間が一生摂取しても耐容されると判断される1日当たり、体重1kg当たりの量）を10pg-TEQ/kg/dayと提案する中間報告（厚生省化学研究班）がとりまとめられた。
- 平成8年10月に、ごみ処理に係る緊急対策の必要性を判断するための基準として80ng-TEQ/Nm³を示した（厚生省水道環境部「ごみ処理に係るダイオキシン削減対策検討会」）。
- 平成8年12月に、「健康リスク評価指針値」（より積極的に維持されることが望ましい水準として人の暴露量を評価するために用いる値）を5pg-TEQ/kg/dayと提案する中間報告（環境庁ダイオキシンリスク評価検討会）が取りまとめられた。
- 平成9年1月には、旧ガイドラインを改訂し、ごみ処理に係るダイオキシン対策の総合的な推進を図っていくためのガイドライン（以下「新ガイドライン」という。）として取りまとめた。

1-4 今後のごみ処理体系

(1) 当面の基本的方向

- ① 排出抑制・リサイクル（焼却量の削減）
- ② 全連続炉における適切な燃焼（ダイオキシン類の排出濃度 0.1ng-TEQ/Nm³以下を達成）
- ③ 余熱利用（熱供給、発電）
- ④ 灰の適正処理（溶融固化等の高度処理による無害化、有効利用、最終処分量の削減）

(2) 全連続炉での焼却が困難な小規模市町村は、ごみ処理の広域化を検討・実施したうえで、前記(1)を目指す。

1-5 対策の効果の見込み

既存焼却炉に対する緊急対策や恒久対策、新設の全連続炉の設置、小規模施設の広域化、 RDF化施設の導入等の恒久対策を実施することにより、次のようになる。

	現 状	緊急対策 実 施 後	恒 久 対 策		
			5年後	10年後	20年後
ダイオキシン類排出総量 (g-TEQ/年)	4,300	2,800	590	100	20
削減率 (%)	-	35	86	98	99.6

第2章 緊急対策の判断基準と恒久対策の基準

2-1 緊急対策の判断基準

- 一般的の地域におけるダイオキシン類の摂取量に、ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類が加わるおそれがあるとして、その全体の摂取量がTDIの範囲に収まるよう、ごみ焼却施設の排出濃度を80ng-TEQ/Nm³に設定した。なお、計算に当たっては安全側に立つて条件を設定したので、実際の排出濃度が判断基準を超えている場合であっても、必ずしも、周辺における摂取量が当面のTDIを超えていというわけではない。

2-2 恒久対策の基準

恒久対策は、最新の技術に照らし、最大限可能な水準まで削減する対策であり、この値を基準値として恒久対策を実施すべきである。

炉の種類	区分		基準値 (ng-TEQ/Nm ³)	
全連続炉	新設炉		0.1	
	既設炉	旧ガイドライン適用炉		0.5
		旧ガイドライン非適用炉		1
准連続炉 機械化バッチ炉 固定バッチ炉	既設炉	連続運転	1	
		間欠運転	5	

第3章 ダイオキシン類を削減するための方策

3-1 緊急対策の実施

- ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出濃度の測定結果が80ng-TEQ/Nm³を超える施設にあっては、至急具体的な対策の検討・実施が必要である。

【対策例】

①燃焼管理の適正化

②施設の改造

③間欠運転から連続運転への変更

④施設の休廃止等

- 更に、緊急対策の実施後には、再度濃度を測定し、講じた対策の効果を把握する必要がある。

3-2 恒久対策の実施

ごみ焼却施設がダイオキシン類の主たる発生源であると言われていることに鑑み、ダイオキシン類の排出量を総体として可能な限り削減することが必要である。

3-2-1 ごみの排出抑制とリサイクルの推進

ダイオキシン類削減の観点からもごみの排出抑制、リサイクルを推進し、ごみ焼却量を削減することが重要である。

3-2-2 排出ガス対策

(1) 新設炉

間欠炉に比べ規模が大きく、安定的に24時間運転を行う連続炉には次のようなメリットがある。

- ① ごみ質・ごみ量の安定化
- ② 燃焼の安定化
- ③ 排ガス処理の高度化
- ④ 余熱利用

(2) 既設炉

燃焼管理の適正化、施設の改造等の対策を効果的に組み合わせ、継続的に実施していくことにより、ダイオキシン類の削減を推進する。

3-2-3 焼却灰・飛灰対策

- ・ ごみ焼却により生じたダイオキシン類は、排ガスだけでなく、焼却炉に残った焼却灰にも含まれる。また、排ガス中のばいじんはほとんど集じん器で補足されるが、補足された飛灰にダイオキシン類が含まれる。
- ・ 焼却の過程でダイオキシン類の発生を極力防止することが、焼却灰、飛灰中のダイオキシン類を削減する最善の対策と考えられる。
- ・ 更にダイオキシン類を削減するためには、焼却灰、飛灰の溶融固化、加熱脱塩素化処理等の高度処理によりダイオキシン類を分解することが有効である。

3-2-4 ごみ処理の広域化

人口の少ない市町村は、発生するごみ量も少なく、全連続化が困難なため、隣接市町村と連携して、一定規模以上の全連続炉への集約化（広域化）を進めることが必要である。

(1) 広域化の必要性とメリット

- ① リサイクルの推進と焼却量の削減

② 灰処理の推進

(2) 広域化にあたっての配慮事項

周辺市町村と調整を図り、計画的にダイオキシン問題への広域的な取組を進めることが必要である。また、都道府県による市町村間の調整が必要と考えられる。

① 広域化の規模

- ・ 全連焼却施設は、ごみ焼却量300t／日程度以上の規模とすることが望ましく、最低でも1施設100t／日程度以上とすべきである。
- ・ この規模に到達することが困難な場合には、RDF化施設等を検討する必要がある。
- ・ また、小規模なRDF化施設で製造されたRDFを、広域化によって1箇所で集中的に焼却する場合も、同様の規模を検討する。

② 広域化の時期

既存の焼却施設や最終処分場等の更新時期等を勘案し、広域化の時期や、広域化が実施されるまでの間の処理方法等について検討する。

③ 設置場所の選定

④ 焼却施設以外の施設との組み合わせ

⑤ 実施のための諸要素整備

⑥ 広域化の効果把握と評価

⑦ 広域化の実施手法

(3) RDFによる広域化

- ・ ごみをそのまま焼却する場合に比較して、ごみを適正にRDF化すると、質が均一化されるため、燃焼管理が容易になる。また、RDFは比較的長期の保管が可能であり、個々のRDF化施設で製造したRDFを1箇所に集約して燃料に使用したり、焼却することができる。
- ・ RDF化施設の導入にあたっては、以下の点に留意する必要がある。

① RDFの位置づけ

② 安定的な利用先の確保

③ 広域化

④ 適切なRDF化施設の設置・運営

⑤ 適切なRDFの取り扱い

3-3 対策のフォローアップ

(1) 定期的なダイオキシン類排出濃度の測定

- ・ 市町村は、原則として年1回、通常の負荷、管理状態で焼却炉のダイオキシン類排出濃度の測定を行うことが必要である。

・ また、市町村は、ダイオキシン類排出濃度の測定結果を積極的に公表すべきである。

(2) フォローアップの方法

市町村、都道府県及び国は役割を分担し、適切なフォローアップを図る必要がある。

第4章 既設のごみ焼却炉に係る対策

4-1 全連続炉

4-1-1 施設運営

4-1-2 燃焼設備

4-1-3 ガス冷却設備

4-1-4 排ガス処理設備

4-2 准連続炉及び機械化バッチ炉

第5章 新設のごみ焼却炉に係る対策

第6章 RDFの適切な燃焼

第7章 焼却灰・飛灰の最終処分に係る対策

7-1 焼却灰・飛灰の処理設備

7-2 最終処分場における対策

第8章 ゴミ処理施設における作業環境の改善

第9章 今後の課題

9-1 ダイオキシン類に関する調査研究

9-2 ダイオキシン対策に資する関連分野の検討

○ ごみ処理の広域化計画について (抄)

平成9.5.28 衛環173

各都道府県一般廃棄物担当部（局）長宛

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知

ごみ処理に係るダイオキシン類の排出削減対策については、平成9年1月に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（以下「新ガイドライン」という。）が策定されたところであるが、新ガイドラインに基づき、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を図るために、各都道府県においては、別添の内容を踏まえた、ごみ処理の広域化について検討し、広域化計画を策定するとともに、本計画に基づいて貴管下市町村を指導されたい。

別 添

1 広域化の必要性

ごみの排出量の増大等に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策等の高度な環境保全対策の必要性等、適正なごみ処理を推進するに当たっての課題に対応するため、今後、ごみ処理の広域化が必要である。このため、次の事項を十分踏まえたうえで広域化計画を策定されたいこと。

(1) ダイオキシン削減対策

今後新たに建設されるごみ焼却施設は、原則として、ダイオキシン類の排出の少ない全連続炉とし、安定的な燃焼状態のもとに焼却を行うことが適当であり、そのために必要な焼却施設の規模を確保することが必要である。

(2) 焼却残渣の高度処理対策

焼却残渣に含まれるダイオキシン類を削減するため、特別管理一般廃棄物として指定されるばかりじんだけでなく、焼却灰についても溶融固化等の高度処理を推進する必要があるが、焼却残渣のリサイクルの観点からも、積極的に実施することが適当である。

(3) マテリアルリサイクルの推進

リサイクル可能物を広域的に集めることにより、リサイクルに必要な量が確保される場合があるので、これによりマテリアルリサイクルを推進するとともに、焼却量の減量化を図る。

(4) サーマルリサイクルの推進

ごみ焼却施設を全連続式とすることにより、ごみ発電等の余熱利用を効率的に実施する事ができる。これによってエネルギー利用の合理化を図るとともに、地球温暖化の防止に

も資することができる。なお、サーマルリサイクル推進の観点からは、ごみ焼却施設は、焼却能力300t／日以上とすることが望ましい。

(5) 最終処分場の確保対策

大都市圏等では既に広域的な最終処分場の整備が行われているところであるが、今後はごみ焼却施設の広域化と併せて、焼却灰等を処分する最終処分場の広域的な確保を図る必要がある。

(6) 公共事業のコスト削減

近年、公共事業のコスト縮減の必要性が高まっており、当省としても「厚生省関係公共工事費用縮減対策に関する行動計画」を定め、平成9年4月22日付け衛計第63号をもって通知したところである。高度な処理が可能で小規模なごみ焼却施設等を個別に整備すると多額の費用が必要となることから、可能な限りごみ処理施設を集約化し、広域的に処理することにより、公共事業のコスト縮減を図る必要がある。

2 広域化計画の内容

広域化計画に以下の内容を含めること。

(1) 計画期間

原則として10年（平成10年度～平成19年度）とすること。

(2) 広域ブロック区割りの作成

地理的条件、社会的条件を勘案しつつ、可能な限り焼却能力300t／日以上（最低でも100t／日以上）の全連続式ごみ焼却施設を設置できるよう、市町村を広域ブロック化すること。

(3) 各ブロックにおける施設整備計画

広域化に向けた廃棄物処理施設の整備計画を各ブロックごとに策定すること。

(4) ダイオキシン類の現状排出量・将来排出量の推計

各ブロックごと及び全県のダイオキシン類排出量の現状及び将来推計を行い、記載すること。

(5) 広域化が完了するまでの過渡期のごみ処理方法

広域化が完了するまでの間において、既存の施設が建て替え時期を迎えつつも、広域化した全連続炉が供用されていない場合などにおける近隣市町村における暫定的な処理、RDF化及びその利用等の過渡期のごみ処理方策について各ブロックごとに検討し、記述すること。

(6) RDFを活用する場合の利用先等

RDFを活用して発電等を行う場合の利用先を確保するとともに、その使用量等を記載すること。

(7) その他

必要に応じ、以下の事項について記載すること。

- ・ごみ、RDFの輸送方法
- ・マテリアルリサイクル量（現状→将来）
- ・ごみ発電量（現状→将来）
- ・各ブロックにおけるごみの分別方法
- ・その他必要な事項

(8) 広域化のフォローアップの方法

広域化計画を着実に推進していくため、都道府県は毎年、各施設のダイオキシン類濃度の把握、各ブロックにおける施設整備の進捗状況、過渡期の対応等を把握し、広域化の進行管理を行う。

3 広域化計画策定の手法

(1) 市町村の意向調査

広域化に関する市町村の意向等を把握するため、必要に応じ、アンケート調査、ヒアリング調査等を実施すること。

(2) 「ごみ処理広域化検討会」の設置・開催

必要に応じ、都道府県において検討会を設置・開催し、策定に向けての検討を行うこと。

(3) 「市町村ブロック会議」の設置・開催

広域化ブロックを設定した後においては、構成市町村が主体となって市町村ブロック会議を設置・運営し、それぞれのブロックにおける各種廃棄物処理施設の配置、過渡期のごみ処理等について検討すること。

4 留意事項

- (1) ごみ処理の広域化計画は、原則として平成9年度中に策定すること。やむを得ない場合は、平成10年度中でも可とする。
- (2) 策定された広域化計画については、当職あて提出されたいこと。
- (3) 計画においては、ごみ処理関連のすべての種類の施設を対象とすることが望まれること。
- (4) 将来的には処理能力300t／日以上のごみ焼却施設による広域化を推進することを検討しているので、これを踏まえたうえで計画を策定すること。
- (5) 政令指定都市等の大都市は、積極的に周辺市町村のごみ処理を受入れ、中核となって広域化を推進することが望ましいこと。
- (6) 既設焼却施設に関するダイオキシン類削減のための恒久対策はできるだけ早く着手し、原則として5年以内に完了すること。

- (7) 溶融固化施設、最終処分場等は複数ブロックで1箇所としてもよいこと。
- (8) 必要に応じ、都道府県境を越えた広域化についても考慮すること。
- (9) 広域化計画の策定に当たっては、ダイオキシン削減効果、リサイクルの推進、余熱利用、灰処理等に関するメリット、ごみ・RDFの収集運搬、施設の建設・維持管理の経済性等を総合的に検討すること。
- (10) 計画は必要に応じ、改訂すること。

○ 一般廃棄物処理施設(し尿処理施設を除く。)の整備状況(平成10年度末現在)

1 ごみ処理施設

(1) 焼却施設

施設の名称	施設の所在地	処理能力 (t/日)	炉数	炉型式	処理方式	竣工年月	プラントメーカー
金沢市 西部クリーンセンター ✓	金沢市東力町ハ284	/ 350	2	全連	ストーカ	S55/09	(株)タクマ
金沢市 東部クリーンセンター ✓	金沢市鳴和台357	/ 250	2	全連	ストーカ	H03/03	三菱重工業(株)
小松市 環境美化センター ✓	小松市大野町信三郎谷1	/ 150	3	准連	ストーカ	S58/07	川崎重工業(株)
輪島市 輪島クリーンセンター焼却処理 ✓	輪島市美谷町12-2	/ 50	2	機バ	ストーカ	H06/03	住友重機械工業(株)
珠洲市 消掃センター ✓	珠洲市銷島町テの部71	/ 25	1	准連	流動床	S53/03	(株)荏原製作所
加賀市 環境美化センターごみ処理施設	加賀市熊坂町乙7番地の1	160	2	全連	流動床	H08/03	石川島播磨重工業(株)
山中町 美化センター	山中町昔谷町口甲4番6-2	25	2	機バ	ストーカ	H08/03	日立造船(株)
富来町 第1衛生センター ✓	富来町稻敷丁8-1	20	2	機バ	その他	S49/09	大紀産業(株)
内浦町 クリーンセンター ✓	内浦町越坂13-42	/ 14	2	機バ	ストーカ	H09/03	(株)荏原製作所
能美郡広域事務組合 能美郡美化センター ✓	辰口町字坪野リ1-1	/ 50	2	准連	ストーカ	H04/03	東レエンジニアリング(株)
松任石川広域事務組合 環境クリーンセンター ✓	松任市上小川町795番地外	/ 240	3	全連	ストーカ	H10/03	(株)タクマ
河北郡広域事務組合 河北郡クリーンセンター ✓	津幡町領家ル10	100	2	准連	ストーカ	S62/09	(株)タクマ
河北郡広域事務組合 河北郡第2クリーンセンター ✓	津幡町領家ル7-1	10	1	准連	流動床	H02/12	日本鋼管(株)
羽咋郡市広域圏事務組合 第2事業所環境センター ✓	志雄町字針山寅1-2	/ 60	2	機バ	ストーカ	S50/03	環境装置工業(株)
七尾鹿島広域圏事務組合 第1衛生処理場 ✓	田鶴浜町字吉田テ部33	80	2	准連	流動床	S57/03	三井造船(株)
穴水町門前町環境衛生施設組合 クリーンセンター ✓	門前町字原1-15	/ 25	2	機バ	ストーカ	H02/03	(株)タクマ
能登三郷生活環境振興組合 消掃センター ✓	柳田村字上町タ字7	/ 30	2	機バ	ストーカ	S53/11	(株)荏原インフィルコ
計 17施設		1,639	34				

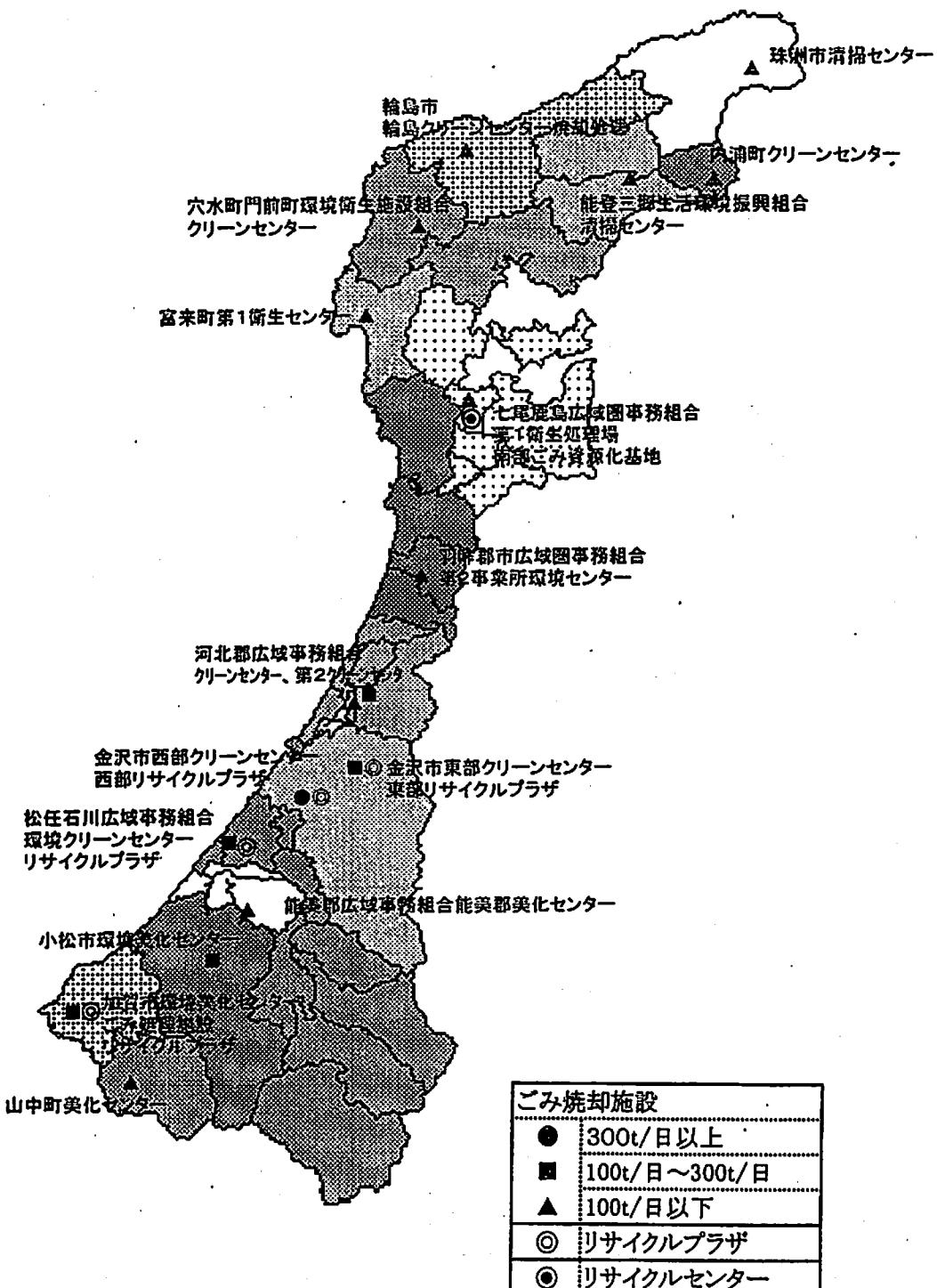
(2) リサイクルプラザ

施設名称	施設の所在地	処理能力 (t/日)	処理内容	竣工年月	施工会社名
加賀市 環境美化センター	加賀市熊坂町乙7番地の1	33	破碎、選別、資源化	H08/03	石川島播磨重工業(株)
松任石川広域事務組合 環境クリーンセンター	松任市上小川町795番地外	65	破碎、選別、資源化	H10/03	(株)タクマ
金沢市 西部リサイクルプラザ	金沢市糸田新町	12	圧縮、再生、選別、資源化	H11/03	(株)栗本鐵工所
金沢市 東部リサイクルプラザ	金沢市山ノ上町5丁目	12	圧縮、再生、選別、資源化	H11/06 竣工予定	(株)クボタ
計 4施設		122			

(3) リサイクルセンター

施設名称	施設の所在地	処理能力 (t/日)	処理内容	竣工年月	施工会社名
七尾鹿島広域圏事務組合 南部ごみ資源化基地	田鶴浜町字吉田テ部33	4.0	破碎、選別、資源化	H10/08	富士車輌(株)

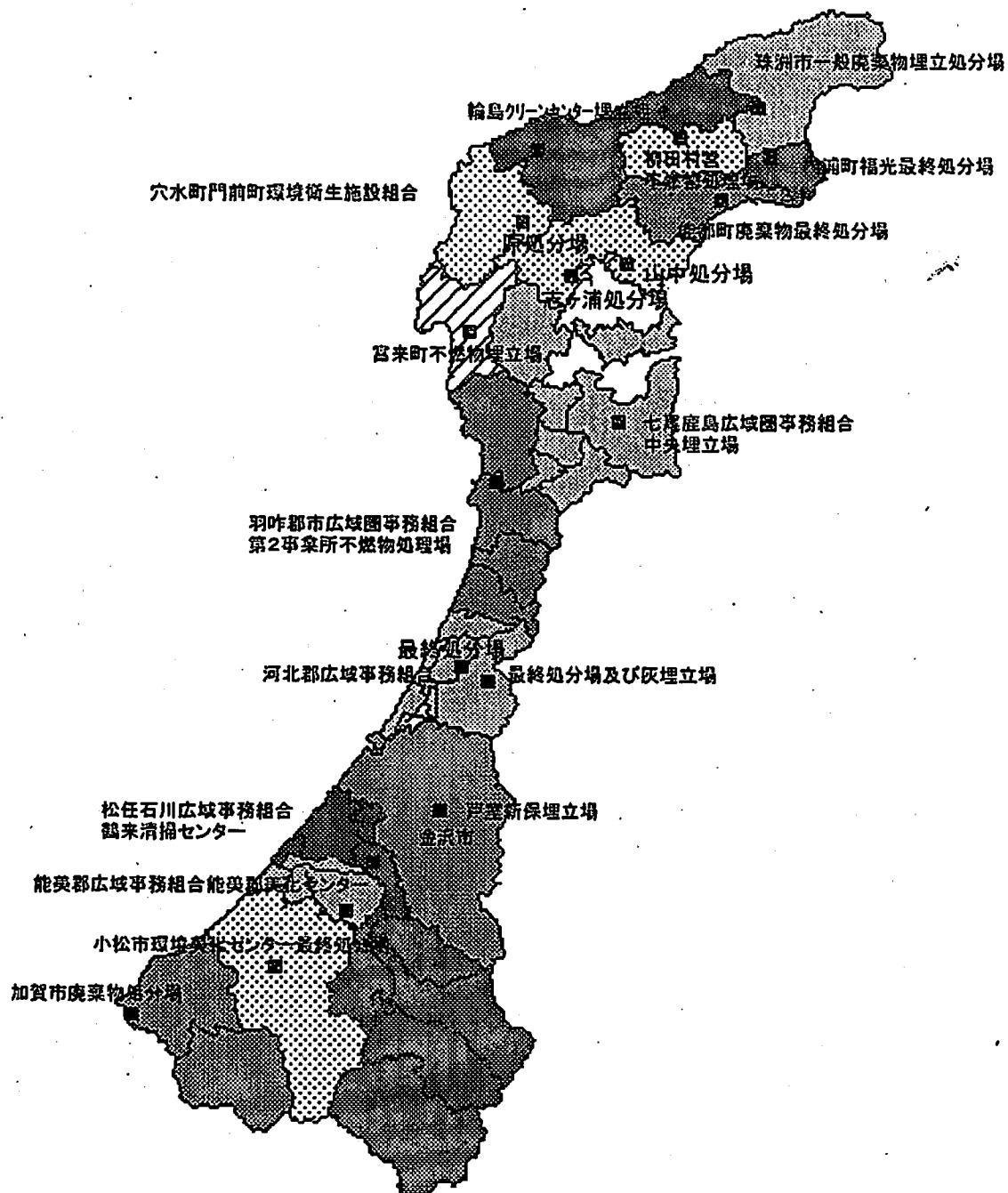
ごみ処理施設位置図



2 埋立処分地施設

施設の名称	施設の所在地	総面積 (m ²)	埋立面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)	竣工年月
金沢市 戸室新保埋立場	金沢市戸室新保清水町地内	286,000	180,000	3,946,000	H06/03
小松市 環境美化センター最終処分場	小松市大野町信三郎谷1	320,000	94,756	510,000	S57/08
輪島市 輪島クリーンセンター埋立処分	輪島市美谷町12字2甲	74,190	36,600	275,840	S57/08
珠洲市 一般廃棄物埋立処分場	珠洲市宝立町春日野山林	50,560	29,560	213,000	S58/04
加賀市 廃棄物処分場	加賀市熊坂町戌19甲	66,000	44,540	745,000	S47/11
富来町 不燃物埋立場	富来町地頭町13字78	44,972	44,972	36,800	S48/01
能都町 廃棄物最終処分場	能都町字出津山分	118,699	17,300	131,610	H08/03
柳田村 村営不燃物処理場	柳田村字柳田2部1	15,000	10,000	300,000	S49/06
内浦町 福光最終処分場	内浦町字福光4字23	29,237	15,145	75,000	S45/04
能美郡広域事務組合 能美郡美化センター	辰口町字坪野11-1	32,496	10,533	106,000	H04/03
松任・石川広域事務組合 鶴来清掃センター	鶴来町坂尻744	27,170	27,056	265,000	S54/06
河北郡広域事務組合 最終処分場	宇ノ気町字気屋A12-2	37,470	19,500	100,000	H02/03
河北郡広域事務組合 河北郡灰埋立場	津幡町字筋谷地内	15,015	10,114	45,000	H06/03
河北郡広域事務組合 最終処分場	津幡町字筋谷地内	44,223	18,000	104,000	H11/03
羽咋都市圏事務組合 第2事業所不燃物処理場	羽咋市滝谷町ソの部21	59,000	53,100	293,000	S56/04
七尾鹿島広域圏事務組合 中央埋立場	七尾市藤橋町キ部1番地	80,571	25,500	210,800	H07/05
穴水町門前町環境衛生施設組合 原処分場	門前町字原地内	980	560	2,240	H09/11
穴水町門前町環境衛生施設組合 山中処分場	穴水町字山中717	42,425	42,425	43,250	S48/08
穴水町門前町環境衛生施設組合 志ヶ浦処分場	穴水町字志ヶ浦2字13-1	29,995	10,000	18,000	S57/10
計 19施設		1,374,003	689,661	7,420,540	

埋立処分地施設位置図



○ 市町村別人口、面積及びごみ排出量並びにごみ処理の状況

1 市町村別人口、面積及びごみの排出量(平成8年度実績)

(単位:t/年)

	行政区域			総排出量 A+B+C+D	収集ごみ					直接搬入ごみ B	粗大ごみ C	自家処理 D
	面 積	世帯数	人 口		A (a+b+c+d)	可燃ごみ a	不燃ごみ b	資源ごみ c	その他 d			
株洲市	247.19	6,992	22,944	10,214	7,823	5,483	2,003	337		2,391		
内浦町	53.81	2,640	8,996	3,416	3,092	2,223	869			324		
柳田村	104.14	1,402	5,223	2,186	1,114	641	463	10		1,072		
能都町	115.46	4,175	13,335	7,886	4,281	3,542	739			3,591	14	
輪島市	268.67	9,238	29,462	25,610	13,457	9,305	3,879	273		12,153		
穴水町	183.20	4,199	12,663	3,541	3,256	2,791	252	213		285		
門前町	157.54	3,394	9,609	2,470	2,390	2,029	274	87		80		
鹿西町	14.77	1,577	5,540	971	942	634	56	252		29		
能登島町	46.67	953	3,721	853	839	499	39	301		14		
鹿島町	47.59	2,525	9,332	2,300	1,853	1,299	128	426		447		
中島町	98.51	2,357	8,386	1,684	1,599	1,021	100	478		85		
田鶴浜町	28.40	1,660	6,251	1,618	1,329	993	81	255		222	67	
七尾市	143.95	15,618	49,099	19,220	16,015	13,956	595	1,464		3,205		
鳥屋町	27.00	1,635	6,110	1,283	1,055	728	77	250		228		
富来町	123.47	3,224	11,350	3,665	3,119	2,659	448	12		48	498	
押水町	53.42	2,477	9,113	2,584	2,409	1,689	571	149		32	143	
志賀町	123.08	4,600	16,776	4,728	4,444	3,313	706	425		172	112	
志雄町	58.26	2,139	7,824	1,866	1,723	1,236	353	134		66	77	
羽咋市	81.94	7,848	26,926	8,790	8,155	6,496	1,222	437		410	225	
内灘町	20.38	8,586	26,158	7,939	7,459	6,839	342	278		453	27	
字ノ気町	31.97	3,396	12,305	3,034	2,554	2,238	155	161		464	16	
七塚町	6.39	3,141	11,722	3,427	2,705	2,409	195	101		695	27	
高松町	26.40	2,986	11,254	3,171	2,685	2,341	211	133		466	20	
津幡町	110.44	9,061	32,011	7,919	7,425	5,747	377	330	971	454	40	
金沢市	467.77	163,112	438,153	193,483	182,769	146,566	9,372	6,788	43	21,341	9,373	
松任市	59.93	18,549	64,897	25,016	19,318	18,230		1,088		290	5,408	
美川町	9.12	3,444	12,190	2,970	2,435	2,306		129		46	489	
越前町	35.64	5,988	21,412	7,075	5,591	5,361		230		96	1,388	
野々市町	13.56	14,223	39,125	18,247	15,171	14,815		356		154	2,922	
河内村	74.42	335	1,237	265	200	183		17		6	59	
吉野谷村	142.89	501	1,578	404	263	238		25		9	132	
鳥越村	74.15	847	3,360	723	546	500		46		9	168	
尾口村	137.14	243	843	242	138	125		13		3	101	
白峰村	221.88	379	1,269	334	206	186		20		3	125	
川北町	14.76	1,068	4,469	1,705	1,181	822	350	9		524		
辰口町	57.13	3,941	13,138	6,240	3,352	2,500	575	277		2,888		
寺井町	13.15	4,122	15,006	5,551	4,155	3,059	1,015	81		1,396		
根上町	13.57	3,973	15,008	4,873	3,180	2,387	520	273		1,693		
小松市	371.13	31,746	108,925	36,740	33,430	25,157	4,580	3,670	23	2,934	376	
加賀市	151.60	23,069	69,476	35,399	27,285	23,457	2,983	815	30	8,114		
山中町	154.39	3,715	10,847	4,307	4,081	3,622	277	182		226		
合 计	4,184.88	385,078	1,177,043	473,949	385,024	329,625	33,807	20,525	1,067	67,118	21,807	
能登三郷	219.60	5,577	18,558	171						171		
穴水門前	340.74	7,593	22,272	365						365		
七尾鹿島	406.89	26,325	88,439	27,390	23,079	23,079	1,076	2,873		4,230		
羽咋郡市	316.70	17,064	60,639	680						680		
河北郡	195.58	27,170	93,450	8,060	5,516	5,516	142	49		2,532		
松任石川	768.73	44,509	145,911	616						616		
能美郡	98.61	13,104	47,621	6,501						6,501		
小 計	2,346.85	141,342	476,890	43,783	28,595	28,595	1,218	2,922		15,095		
合 計	4,184.88	385,078	1,177,043	473,949	385,024	329,625	33,807	20,525	1,067	67,118	21,807	

2 ごみの処理(平成8年度実績)

(単位:t/年)

市町村等	総処理量					最終処分量				資源化量	その他	組合構成
		直接焼却	直接埋立	資源化等施設	再生資源業者等		直接埋立	焼却残差	処理残渣			
珠洲市	10,214	5,483	4,394		337	4,690	4,394	296		337		
内浦町	3,416	2,223	1,183		10	1,398	1,183	215		10		
柳田村	2,186	706	1,470		10	1,470	1,470			10		
能登町	7,886	3,648	4,238			4,446	4,238	208			ア	ア
輪島市	25,610	11,524	13,607		479	14,913	13,607	1,306		479		
穴水町	3,541	2,910	294		337	646	294	352		337		イ
門前町	2,470	2,049	235		186	483	235	248		186		イ
鹿西町	971	662	57		252	108	57	51		252		ウ
能登島町	853	510	42		301	82	42	40		301		ウ
鹿島町	2,300	1,656	218		426	347	218	129		426		ウ
中島町	1,684	1,044	162		478	244	162	82		478		ウ
鳥屋町	1,283	767	266		250	325	266	59		250		ウ
田鶴浜町	1,618	1,109	187		322	274	187	87		322		ウ
七尾市	19,220	16,631	1,125		1,464	2,422	1,125	1,297		1,464		ウ
富来町	3,665	2,659	994		12	1,204	994	210		12		
押水町	2,584	1,704	731		149	931	731	200		149		エ
志賀町	4,728	3,342	961	110	315	1,353	961	392		425		エ
志雄町	1,866	1,270	462		134	611	462	149		134		エ
羽咋市	8,790	6,678	1,675		437	2,457	1,675	782		437		エ
内灘町	7,939	7,096	509		334	1,163	509	654		334		オ
宇ノ気町	3,034	2,438	358		238	583	358	225		238		オ
七塚町	3,427	2,740	484		203	727	484	243		203		オ
高松町	3,171	2,699	301		171	507	301	206		171		オ
津幡町	7,919	5,959	588		1,372	1,131	588	543		1,372		オ
金沢市	193,483	148,309	38,343		6,831	53,568	38,343	15,225		6,713	75	
松任市	25,016	19,779	4,149		1,088	6,270	4,149	2,121		1,088		カ
美川町	2,970	2,463	378		129	642	378	264		129		カ
鶴来町	7,075	5,498	1,347		230	1,936	1,347	589		230		カ
野々市町	18,247	15,683	2,208		356	3,890	2,208	1,682		356		カ
河内村	265	200	48		17	69	48	21		17		カ
吉野谷村	404	259	120		25	148	120	28		25		カ
島越村	723	545	132		46	190	132	58		46		カ
尾口村	242	136	93		13	108	93	15		13		カ
白峰村	334	203	111		20	133	111	22		20		カ
川北町	1,705	822	874		9	954	874	80		9		キ
辰口町	6,240	2,500	3,463		277	3,713	3,463	250		277		キ
寺井町	5,551	3,059	2,411		81	2,721	2,411	310		81		キ
根上町	4,873	2,387	2,213		273	2,453	2,213	240		273		キ
小松市	36,740	30,263	2,784		3,693	6,265	2,784	3,481		3,670	23	
加賀市	35,399	24,539	4,242	6,618		6,980	4,242	2,738	2,092	2,369		
山中町	4,307	3,622	503		182	885	503	382		182		
合計	473,949	347,774	97,960	6,728	21,487	135,532	97,960	35,480	2,092	23,825	98	
能登三郷	10,072	4,354										ア
穴水門前	6,011	4,959	529		523	1,129	529	600		523		イ
七尾鹿島	27,929	22,379	2,057		2,873	3,802	2,057	1,745		2,873		ウ
羽咋郡市	17,968	12,994	3,829		1,030	5,352	3,829	1,523		1,030		エ
河北郡	25,490	20,932	2,240		1,335	4,111	2,240	1,871		1,335		オ
松任石川	55,276	44,766	8,586			13,386	8,586	4,800				カ
能美郡	18,369	8,768	8,961			9,841	8,961	880				キ
小計	161,115	119,152	26,202		5,761	37,621	26,202	11,419		5,761		
合計	473,949	347,774	97,960	6,728	21,487	135,532			2,092	23,825	41	

○ ごみ排出量の推計結果

1 ごみ排出量の推計値(t/年)

市町村	年度	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11
1 珠洲市	19,091	10,283	9,903	10,150	10,259	10,098	9,981	9,917	
2 内浦町	4,119	4,991	4,619	3,941	3,416	3,658	3,483	3,355	
3 柳田村	4,101	2,290	2,074	2,400	2,186	2,217	2,196	2,198	
4 能都町	8,067	7,192	7,559	7,211	7,886	7,466	7,324	7,229	
5 輪島市	25,555	31,734	29,355	28,529	25,610	26,525	25,579	24,645	
6 穴水町	4,789	4,709	4,208	4,085	3,541	3,561	3,336	3,181	
7 門前町	2,775	2,893	2,985	2,651	2,470	2,578	2,498	2,384	
8 鹿西町	862	858	960	965	971	1,011	1,019	1,033	
9 能登島町	736	769	814	806	853	871	887	887	
10 鹿島町	1,315	1,499	1,881	1,893	2,300	2,463	2,650	2,817	
11 中島町	1,239	1,333	1,700	1,587	1,684	1,818	1,890	1,960	
12 烏屋町	1,020	1,070	1,080	1,097	1,283	1,246	1,265	1,284	
13 田鶴浜町	1,405	1,294	1,368	1,522	1,618	1,576	1,597	1,629	
14 七尾市	16,486	17,346	18,062	18,750	19,220	19,912	20,045	20,355	
15 富来町	3,648	3,452	3,446	3,506	3,665	3,542	3,501	3,448	
16 押水町	3,038	3,107	2,490	2,642	2,584	2,449	2,371	2,274	
17 志賀町	6,750	5,144	4,261	4,621	4,728	4,486	4,388	4,305	
18 志雄町	2,739	2,614	2,506	2,437	1,866	1,968	1,853	1,782	
19 羽咋市	11,145	12,445	9,414	8,791	8,790	8,736	8,500	8,300	
20 内灘町	7,950	7,427	8,185	7,698	7,939	7,859	7,856	7,881	
21 宇ノ気町	3,979	3,104	3,222	2,940	3,034	2,786	2,654	2,535	
22 七塚町	3,497	3,414	3,275	3,147	3,427	3,278	3,211	3,146	
23 高松町	4,310	3,147	3,382	3,016	3,171	3,101	3,046	3,019	
24 津幡町	6,346	6,212	6,765	6,608	7,931	9,364	9,721	10,152	
25 金沢市	348,001	337,411	196,808	211,194	193,483	197,575	196,612	195,861	
26 松任市	21,054	20,908	22,384	23,234	25,016	25,913	26,358	26,957	
27 美川町	3,428	3,019	2,977	3,028	2,970	2,932	2,846	2,770	
28 鶴来町	6,893	6,723	6,798	7,011	7,075	7,293	7,276	7,264	
29 野々市町	19,051	19,283	20,352	19,959	18,247	19,906	20,073	19,757	
30 河内村	324	298	280	254	265	247	240	230	
31 吉野谷村	399	352	399	382	404	403	396	398	
32 烏越村	786	700	789	757	723	735	728	717	
33 尾口村	269	248	249	230	242	230	219	214	
34 白峰村	373	325	336	329	334	328	325	322	
35 川北町	1,676	1,633	1,717	1,689	1,705	1,732	1,863	1,870	
36 辰口町	4,534	4,917	5,813	6,018	6,240	6,776	7,043	7,431	
37 寺井町	5,187	4,999	5,431	5,323	5,551	5,692	5,751	5,764	
38 根上町	3,164	3,688	4,133	4,473	4,873	5,227	5,482	5,609	
39 小松市	46,894	33,729	36,933	37,072	36,740	38,252	38,439	38,598	
40 加賀市	35,775	35,058	38,215	40,966	35,399	38,765	38,757	38,843	
41 山中町	10,225	7,062	5,266	5,716	4,307	4,106	3,695	3,353	
合計	652,995	618,680	482,394	498,628	474,006	488,681	486,954	485,674	

H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
9,826	9,735	9,645	9,558	9,474	9,392	9,314	9,240	9,171	9,105	1
3,231	3,118	3,015	2,921	2,834	2,753	2,679	2,610	2,546	2,486	2
2,185	2,170	2,155	2,138	2,122	2,103	2,084	2,065	2,045	2,024	3
7,118	7,008	6,899	6,793	6,687	6,584	6,482	6,381	6,282	6,185	4
23,723	22,815	21,922	21,045	20,184	19,338	18,510	17,696	16,899	16,119	5
3,025	2,883	2,755	2,637	2,528	2,427	2,386	2,347	2,309	2,270	6
2,300	2,221	2,144	2,071	2,000	1,931	1,864	1,799	1,736	1,674	7
1,043	1,052	1,060	1,165	1,158	1,152	1,145	1,139	1,133	1,127	8
893	898	901	903	904	904	903	901	899	896	9
2,979	3,131	3,273	3,407	3,532	3,648	3,756	3,857	3,951	4,037	10
2,020	2,074	2,125	2,171	2,214	2,253	2,289	2,323	2,353	2,382	11
1,303	1,320	1,336	1,350	1,363	1,375	1,386	1,397	1,406	1,415	12
1,647	1,662	1,674	1,685	1,694	1,702	1,707	1,712	1,715	1,718	13
20,515	20,638	20,729	20,793	20,835	20,858	20,864	20,858	20,840	20,813	14
3,400	3,350	3,301	3,250	3,199	3,149	3,098	3,047	2,996	2,945	15
2,199	2,132	2,071	2,015	1,963	1,929	1,922	1,914	1,907	1,900	16
4,215	4,130	4,050	3,974	3,902	3,833	3,767	3,703	3,641	3,582	17
1,708	1,641	1,582	1,662	1,655	1,648	1,641	1,634	1,627	1,619	18
8,122	7,960	7,813	7,677	7,552	7,436	7,329	7,230	7,139	7,053	19
7,889	7,896	7,903	7,910	7,916	7,922	7,927	7,932	7,937	7,942	20
2,437	2,350	2,272	2,835	2,851	2,865	2,878	2,890	2,901	2,911	21
3,100	3,059	3,022	2,987	2,956	2,927	2,900	2,875	2,851	2,830	22
2,976	2,936	2,898	2,862	2,829	2,796	2,765	2,736	2,707	2,679	23
10,558	10,983	11,427	11,892	12,378	12,886	13,417	13,972	14,552	15,158	24
195,102	194,418	193,797	193,227	192,700	192,210	191,751	191,319	190,911	190,521	25
27,431	27,859	28,246	28,595	28,909	29,191	29,444	29,671	29,875	30,057	26
2,709	2,654	2,605	2,654	2,654	2,653	2,653	2,652	2,652	2,651	27
7,272	7,280	7,288	7,296	7,303	7,309	7,315	7,320	7,325	7,329	28
19,685	19,619	19,559	19,502	19,446	19,393	19,340	19,289	19,237	19,186	29
223	216	209	285	287	288	290	291	292	293	30
398	398	398	398	399	399	399	400	401	401	31
707	697	688	708	704	700	696	691	687	683	32
208	202	196	191	186	181	177	173	169	166	33
318	313	308	303	298	293	288	283	278	272	34
1,877	1,884	1,890	1,897	1,904	1,910	1,917	1,924	1,931	1,938	35
7,745	8,045	8,331	8,603	8,863	9,112	9,351	9,581	9,803	10,017	36
5,818	5,871	5,925	5,979	6,032	6,085	6,138	6,191	6,245	6,298	37
5,756	5,877	5,974	6,053	6,119	6,173	6,219	6,258	6,292	6,322	38
38,738	38,877	39,014	39,150	39,285	39,419	39,552	39,683	39,814	39,944	39
38,900	38,956	39,012	39,066	39,121	39,175	39,228	39,281	39,334	39,386	40
3,064	2,817	2,603	2,417	2,253	2,144	2,118	2,092	2,066	2,041	41
484,363	483,145	482,015	482,025	481,193	480,446	479,889	479,357	478,855	478,375	

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	年度 市町村
9,045	8,989	8,939	8,894	8,854	8,820	8,792	8,769	8,752	珠洲市
2,430	2,378	2,329	2,283	2,241	2,201	2,163	2,129	2,096	内浦町
2,003	1,981	1,959	1,937	1,914	1,891	1,867	1,844	1,819	柳田村
6,089	5,994	5,902	5,811	5,721	5,633	5,547	5,462	5,379	能都町
15,355	14,607	13,878	13,164	12,467	11,788	11,124	10,479	9,850	輪島市
2,231	2,193	2,154	2,116	2,077	2,039	2,000	1,962	1,923	穴水町
1,613	1,554	1,495	1,438	1,381	1,326	1,271	1,217	1,164	門前町
1,120	1,114	1,108	1,105	1,107	1,109	1,110	1,112	1,113	鹿西町
892	887	883	877	871	865	858	851	844	能登島町
4,117	4,190	4,258	4,319	4,375	4,425	4,470	4,510	4,545	鹿島町
2,407	2,431	2,452	2,472	2,489	2,505	2,519	2,531	2,542	中島町
1,424	1,432	1,439	1,445	1,452	1,457	1,463	1,467	1,472	鳥屋町
1,719	1,719	1,718	1,717	1,715	1,712	1,708	1,704	1,699	田鶴浜町
20,778	20,738	20,691	20,641	20,588	20,531	20,472	20,410	20,347	七尾市
2,894	2,843	2,792	2,742	2,692	2,642	2,593	2,544	2,495	富来町
1,892	1,885	1,877	1,870	1,863	1,856	1,848	1,841	1,833	押水町
3,524	3,468	3,413	3,360	3,308	3,257	3,208	3,159	3,111	志賀町
1,612	1,605	1,598	1,590	1,583	1,576	1,569	1,561	1,554	志雄町
6,974	6,902	6,834	6,772	6,714	6,661	6,613	6,569	6,528	羽咋市
7,946	7,950	7,954	7,958	7,962	7,965	7,969	7,972	7,975	内灘町
2,921	2,929	2,937	2,944	2,950	2,956	2,962	2,966	2,971	宇ノ気町
2,809	2,790	2,771	2,754	2,738	2,722	2,707	2,693	2,680	七塚町
2,653	2,627	2,601	2,577	2,553	2,530	2,507	2,485	2,463	高松町
15,791	16,451	17,139	17,857	18,605	19,384	20,195	21,040	21,917	津幡町
190,150	189,794	189,452	189,123	188,804	188,495	188,194	187,902	187,618	金沢市
30,221	30,367	30,497	30,614	30,718	30,811	30,894	30,968	31,034	松任市
2,651	2,650	2,650	2,649	2,649	2,648	2,648	2,647	2,647	美川町
7,333	7,336	7,339	7,340	7,342	7,343	7,344	7,344	7,343	鶴来町
19,135	19,084	19,033	18,982	18,932	18,881	18,830	18,779	18,728	野々市町
294	295	295	296	297	297	298	298	299	河内村
402	403	403	404	405	406	407	408	409	吉野谷村
679	675	670	666	662	658	653	649	645	鳥越村
162	159	156	154	151	149	146	144	142	尾口村
267	261	256	255	254	253	251	250	249	白峰村
1,945	1,952	1,959	1,966	1,973	1,979	1,986	1,993	2,000	川北町
10,225	10,428	10,626	10,820	11,010	11,197	11,381	11,563	11,743	辰口町
6,351	6,404	6,457	6,510	6,562	6,615	6,668	6,720	6,773	寺井町
6,348	6,371	6,393	6,413	6,431	6,447	6,463	6,477	6,491	根上町
40,073	40,201	40,327	40,453	40,578	40,702	40,825	40,947	41,068	小松市
39,438	39,490	39,542	39,593	39,645	39,696	39,747	39,798	39,848	加賀市
2,015	1,989	1,963	1,937	1,911	1,885	1,859	1,833	1,807	山中町
477,928	477,516	477,139	476,818	476,544	476,313	476,129	475,997	475,916	合計

2 市町村別焼却量の推計値(t/年)

市町村	年度	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11
1 珠洲市		5,977	5,801	5,617	5,589	5,483	5,442	5,278	5,148
2 内浦町		2,115	2,073	2,488	2,374	2,223	2,471	2,449	2,444
3 柳田村		631	631	662	668	706	759	774	796
4 能都町		3,256	3,337	3,458	3,544	3,648	3,594	3,564	3,554
5 輪島市		11,936	12,603	10,509	10,599	11,524	11,234	11,024	10,811
6 穴水町		2,806	2,901	2,965	3,061	2,910	2,773	2,684	2,634
7 門前町		2,071	2,080	1,998	1,996	2,049	1,926	1,901	1,844
8 鹿西町		607	611	650	640	662	580	586	594
9 能登島町		460	483	471	490	510	453	460	457
10 鹿島町		909	1,023	1,119	1,342	1,656	1,524	1,569	1,585
11 中島町		871	895	962	1,011	1,044	925	937	946
12 鳥屋町		725	733	736	756	767	676	681	686
13 田鶴浜町		905	899	957	1,042	1,109	1,008	1,020	1,035
14 七尾市		14,662	15,177	15,710	16,423	16,631	16,395	16,705	17,172
15 富来町		2,484	2,458	2,482	2,547	2,659	2,545	2,552	2,543
16 押水町		1,701	1,718	1,581	1,672	1,704	1,586	1,559	1,516
17 志賀町		4,237	3,015	3,066	3,126	3,342	2,666	2,519	2,396
18 志雄町		1,621	1,536	1,536	1,636	1,270	1,301	1,229	1,185
19 羽咋市		7,405	8,089	6,899	6,484	6,678	6,106	5,853	5,638
20 内灘町		6,705	6,480	7,205	6,810	7,096	6,666	6,697	6,750
21 宇ノ気町		2,851	2,556	2,578	2,404	2,438	2,131	2,068	2,009
22 七塙町		2,690	2,551	2,729	2,635	2,740	2,547	2,539	2,529
23 高松町		2,776	2,645	2,902	2,575	2,699	2,461	2,431	2,423
24 津幡町		5,058	5,236	5,761	5,460	5,959	5,504	5,632	5,793
25 金沢市		138,169	142,347	141,031	145,533	148,309	143,758	145,073	146,379
26 松任市		14,127	15,105	16,381	17,933	19,779	19,055	19,634	20,221
27 美川町		2,526	2,378	2,445	2,471	2,463	2,228	2,216	2,205
28 鶴来町		4,207	4,624	4,922	5,148	5,498	5,310	5,459	5,581
29 野々市町		13,234	14,362	14,836	15,617	15,683	15,434	15,855	15,847
30 河内村		198	193	192	191	200	169	170	169
31 吉野谷村		254	241	246	246	259	223	220	222
32 鳥越村		582	546	546	533	545	458	455	449
33 尾口村		149	139	140	134	136	114	110	108
34 白峰村		213	203	205	199	203	169	168	167
35 川北町		827	776	794	805	822	829	887	887
36 辰口町		2,112	2,193	2,309	2,402	2,500	2,490	2,529	2,616
37 寺井町		2,744	2,760	2,865	2,909	3,059	3,106	3,141	3,151
38 根上町		2,142	2,014	2,056	2,170	2,387	2,266	2,335	2,359
39 小松市		24,577	27,547	28,266	28,680	30,263	29,670	30,092	30,466
40 加賀市		22,837	21,911	22,083	22,679	24,539	23,695	23,931	24,203
41 山中町		5,719	4,635	4,015	4,546	3,622	3,224	2,972	2,757
合計		320,076	327,505	328,373	337,080	347,774	335,471	337,958	340,275

H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
5,009	4,875	4,746	4,622	4,503	4,388	4,278	4,172	4,070	3,973	1
2,427	2,408	2,387	2,364	2,341	2,318	2,296	2,273	2,252	2,231	2
814	830	846	862	877	891	904	917	929	940	3
3,531	3,505	3,478	3,449	3,418	3,387	3,354	3,321	3,287	3,252	4
10,597	10,383	10,168	9,954	9,739	9,525	9,312	9,098	8,886	8,675	5
2,568	2,503	2,439	2,375	2,312	2,250	2,189	2,129	2,069	2,010	6
1,806	1,768	1,730	1,691	1,652	1,613	1,574	1,534	1,494	1,454	7
600	606	611	615	619	622	625	628	631	633	8
457	455	452	449	445	441	436	431	425	420	9
1,589	1,586	1,577	1,567	1,555	1,542	1,528	1,515	1,501	1,487	10
947	946	942	936	930	923	915	907	898	889	11
693	699	706	712	718	724	731	737	743	749	12
1,039	1,039	1,036	1,031	1,025	1,019	1,011	1,003	995	986	13
17,521	17,839	18,127	18,385	18,614	18,813	18,984	19,125	19,238	19,323	14
2,530	2,511	2,487	2,460	2,429	2,396	2,360	2,324	2,286	2,248	15
1,485	1,457	1,430	1,406	1,383	1,362	1,341	1,322	1,304	1,286	16
2,280	2,177	2,083	1,999	1,922	1,851	1,785	1,725	1,668	1,615	17
1,139	1,097	1,059	1,025	994	966	939	914	891	870	18
5,449	5,279	5,127	4,988	4,862	4,746	4,640	4,542	4,451	4,368	19
6,786	6,819	6,849	6,878	6,905	6,930	6,954	6,977	6,999	7,020	20
1,961	1,918	1,879	1,843	1,810	1,779	1,750	1,723	1,697	1,673	21
2,530	2,530	2,531	2,532	2,533	2,534	2,535	2,537	2,538	2,540	22
2,400	2,378	2,357	2,337	2,318	2,299	2,280	2,263	2,245	2,228	23
5,931	6,069	6,207	6,346	6,486	6,625	6,765	6,905	7,045	7,185	24
147,533	148,615	149,630	150,583	151,476	152,314	153,100	153,836	154,527	155,175	25
20,636	20,964	21,226	21,437	21,609	21,751	21,870	21,970	22,056	22,129	26
2,200	2,196	2,192	2,189	2,185	2,182	2,179	2,176	2,174	2,171	27
5,692	5,784	5,860	5,923	5,975	6,020	6,058	6,092	6,121	6,147	28
15,998	16,129	16,246	16,352	16,448	16,536	16,617	16,692	16,760	16,824	29
169	169	169	168	168	168	168	167	167	167	30
223	223	224	225	225	226	227	227	228	229	31
444	439	434	429	424	420	416	411	407	403	32
106	104	101	99	97	96	94	92	90	89	33
165	163	162	160	158	157	155	154	153	151	34
886	886	886	886	885	885	886	886	886	887	35
2,683	2,748	2,813	2,878	2,941	3,005	3,068	3,130	3,192	3,254	36
3,183	3,215	3,247	3,279	3,311	3,342	3,373	3,405	3,436	3,467	37
2,401	2,438	2,471	2,499	2,524	2,546	2,566	2,583	2,599	2,613	38
30,802	31,118	31,416	31,699	31,968	32,226	32,473	32,709	32,937	33,157	39
24,435	24,647	24,840	25,015	25,174	25,319	25,450	25,568	25,675	25,772	40
2,570	2,406	2,262	2,133	2,018	1,913	1,818	1,731	1,652	1,578	41
342,215	343,921	345,433	346,780	347,976	349,050	350,004	350,851	351,602	352,268	

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	年度 市町村
3,879	3,789	3,703	3,621	3,542	3,467	3,395	3,326	3,260	珠洲市
2,210	2,191	2,173	2,155	2,139	2,124	2,110	2,097	2,085	内浦町
951	961	971	979	987	995	1,002	1,008	1,013	柳田村
3,217	3,182	3,147	3,112	3,076	3,041	3,006	2,971	2,936	能都町
8,464	8,254	8,047	7,840	7,635	7,431	7,229	7,029	6,831	輪島市
1,953	1,896	1,839	1,784	1,729	1,676	1,623	1,570	1,519	穴水町
1,413	1,373	1,332	1,290	1,249	1,208	1,166	1,124	1,082	門前町
635	637	638	640	641	642	643	644	645	鹿西町
414	408	403	397	391	385	379	373	367	能登島町
1,473	1,460	1,446	1,432	1,418	1,404	1,390	1,377	1,363	鹿島町
881	872	863	854	845	836	827	818	809	中島町
754	760	766	771	777	783	788	793	799	鳥屋町
977	968	958	949	940	930	921	911	902	田鶴浜町
19,380	19,409	19,411	19,385	19,333	19,254	19,149	19,018	18,861	七尾市
2,209	2,169	2,130	2,090	2,051	2,011	1,972	1,934	1,895	富来町
1,270	1,254	1,239	1,224	1,210	1,196	1,183	1,170	1,158	押水町
1,565	1,518	1,473	1,431	1,391	1,353	1,316	1,282	1,248	志賀町
850	830	812	795	779	763	749	735	721	志雄町
4,290	4,219	4,152	4,090	4,033	3,979	3,930	3,884	3,842	羽咋市
7,039	7,058	7,077	7,094	7,111	7,127	7,143	7,158	7,173	内灘町
1,650	1,628	1,607	1,586	1,567	1,549	1,531	1,514	1,497	宇ノ気町
2,541	2,543	2,545	2,547	2,549	2,551	2,552	2,554	2,556	七塙町
2,212	2,195	2,180	2,164	2,148	2,133	2,118	2,103	2,089	高松町
7,326	7,466	7,606	7,747	7,887	8,028	8,168	8,309	8,449	津幡町
155,782	156,352	156,885	157,386	157,855	158,295	158,707	159,094	159,456	金沢市
22,192	22,248	22,296	22,338	22,375	22,408	22,436	22,461	22,484	松任市
2,169	2,166	2,164	2,162	2,159	2,157	2,155	2,153	2,151	美川町
6,170	6,191	6,210	6,227	6,242	6,257	6,271	6,283	6,295	鶴来町
16,883	16,937	16,987	17,033	17,075	17,114	17,150	17,183	17,213	野々市町
166	166	166	165	165	164	164	164	163	河内村
230	230	231	232	233	234	235	235	236	吉野谷村
400	396	392	388	385	381	378	374	371	鳥越村
87	86	85	84	82	81	80	80	79	尾口村
150	149	147	146	145	144	143	142	141	白峰村
887	888	888	889	889	890	891	892	892	川北町
3,315	3,376	3,437	3,497	3,557	3,617	3,676	3,735	3,794	辰口町
3,497	3,528	3,559	3,589	3,619	3,650	3,680	3,709	3,739	寺井町
2,626	2,637	2,647	2,657	2,666	2,674	2,681	2,688	2,694	根上町
33,369	33,574	33,773	33,966	34,153	34,335	34,512	34,684	34,852	小松市
25,860	25,939	26,010	26,075	26,133	26,186	26,233	26,275	26,314	加賀市
1,509	1,446	1,386	1,331	1,278	1,229	1,183	1,139	1,097	中山町
352,845	353,349	353,781	354,142	354,439	354,682	354,865	354,993	355,071	合計

資料No.6

○ ごみ焼却施設規模の推計結果

1 100t/日以上のブロック

・焼却量(t/年)

年度	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
1 能登北部	28,792	29,426	27,697	27,831	28,543	28,199	27,674
2 能登中部	36,587	36,637	36,169	37,169	38,032	35,765	35,670
3 河北郡	20,080	19,468	21,175	19,884	20,932	19,309	19,367
4 金沢	138,169	142,347	141,031	145,533	148,309	143,758	145,073
5 松任石川	35,490	37,791	39,913	42,472	44,766	43,160	44,287
6 小松能美	32,402	35,290	36,290	36,966	39,031	38,361	38,984
7 加賀山中	28,556	26,546	26,098	27,225	28,161	26,919	26,903
県計	320,076	327,505	328,373	337,080	347,774	335,471	337,958

・施設規模(t/日)

年度	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
1 能登北部	108	110	104	104	107	105	103
2 能登中部	137	137	135	139	142	134	133
3 河北郡	75	73	79	74	78	72	73
4 金沢	515	530	525	542	552	535	540
5 松任石川	133	141	149	159	167	161	165
6 小松能美	121	132	136	138	146	143	146
7 加賀山中	107	99	98	102	105	101	101
県計	1,196	1,222	1,226	1,258	1,297	1,251	1,261

2 300t/日以上のブロック

・焼却量(t/年)

年度	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
1 能登	85,459	85,531	85,041	84,884	87,507	83,273	82,711
2 金沢	138,169	142,347	141,031	145,533	148,309	143,758	145,073
3 加賀	96,448	99,627	102,301	106,663	111,958	108,440	110,174
県計	320,076	327,505	328,373	337,080	347,774	335,471	337,958

・施設規模(t/日)

年度	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
1 能登	318	319	317	316	326	310	308
2 金沢	515	530	525	542	552	535	540
3 加賀	359	371	381	397	417	404	410
県計	1,192	1,220	1,223	1,255	1,295	1,249	1,258

H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
27,231	26,752	26,272	25,794	25,317	24,842	24,372	23,907	23,444
35,753	35,729	35,691	35,637	35,573	35,496	35,405	35,295	35,173
19,504	19,608	19,714	19,823	19,936	20,052	20,167	20,284	20,405
146,379	147,533	148,615	149,630	150,583	151,476	152,314	153,100	153,836
44,969	45,633	46,171	46,614	46,982	47,289	47,556	47,784	47,981
39,479	39,955	40,405	40,833	41,241	41,629	42,004	42,366	42,713
26,960	27,005	27,053	27,102	27,148	27,192	27,232	27,268	27,299
340,275	342,215	343,921	345,433	346,780	347,976	349,050	350,004	350,851

H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
102	100	98	96	95	93	91	89	88
134	133	133	133	133	133	132	132	131
73	73	74	74	75	75	76	76	76
545	549	553	557	561	564	567	570	573
168	170	172	174	175	176	177	178	179
147	149	151	152	154	155	157	158	159
101	101	101	101	101	102	102	102	102
1,270	1,275	1,282	1,287	1,294	1,298	1,302	1,305	1,308

H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
82,488	82,089	81,677	81,254	80,826	80,390	79,944	79,486	79,022
146,379	147,533	148,615	149,630	150,583	151,476	152,314	153,100	153,836
111,408	112,593	113,629	114,549	115,371	116,110	116,792	117,418	117,993
340,275	342,215	343,921	345,433	346,780	347,976	349,050	350,004	350,851

H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
307	306	304	303	301	300	298	296	294
545	549	553	557	561	564	567	570	573
415	419	423	427	430	432	435	437	439
1,267	1,274	1,280	1,287	1,292	1,296	1,300	1,303	1,306

	年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1	能登北部	22,987	22,535	22,087	21,646	21,212	20,781	20,357
2	能登中部	35,031	34,874	34,698	34,504	34,291	34,058	33,809
3	河北郡	20,524	20,646	20,768	20,890	21,015	21,138	21,262
4	金沢	154,527	155,175	155,782	156,352	156,885	157,386	157,855
5	松任石川	48,156	48,310	48,447	48,569	48,678	48,775	48,861
6	小松能美	43,050	43,378	43,694	44,003	44,304	44,598	44,884
7	加賀山中	27,327	27,350	27,369	27,385	27,396	27,406	27,411
	県計	351,602	352,268	352,845	353,349	353,781	354,142	354,439

	年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1	能登北部	86	84	83	81	79	78	76
2	能登中部	131	130	130	129	128	127	126
3	河北郡	77	77	78	78	79	79	80
4	金沢	575	578	580	582	584	586	588
5	松任石川	180	180	181	181	182	182	182
6	小松能美	161	162	163	164	165	166	167
7	加賀山中	102	102	102	102	102	102	102
	県計	1,312	1,313	1,317	1,317	1,319	1,320	1,321

	年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1	能登	78,542	78,055	77,553	77,040	76,518	75,977	75,428
2	金沢	154,527	155,175	155,782	156,352	156,885	157,386	157,855
3	加賀	118,533	119,038	119,510	119,957	120,378	120,779	121,156
	県計	351,602	352,268	352,845	353,349	353,781	354,142	354,439

	年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1	能登	293	291	289	287	285	283	281
2	金沢	575	578	580	582	584	586	588
3	加賀	441	443	445	447	448	450	451
	県計	1,309	1,312	1,314	1,316	1,317	1,319	1,320

H27	H28	H29	H30	
19,942	19,531	19,125	18,726	1
33,536	33,247	32,939	32,610	2
21,388	21,512	21,638	21,764	3
158,295	158,707	159,094	159,456	4
48,940	49,012	49,075	49,133	5
45,166	45,440	45,708	45,971	6
27,415	27,416	27,414	27,411	7
354,682	354,865	354,993	355,071	

H27	H28	H29	H30	
75	73	72	70	1
125	124	123	122	2
80	81	81	81	3
589	591	592	594	4
183	183	183	183	5
169	170	171	172	6
102	102	102	102	7
1,323	1,324	1,324	1,324	

H27	H28	H29	H30	
74,866	74,290	73,702	73,100	1
158,295	158,707	159,094	159,456	2
121,521	121,868	122,197	122,515	3
354,682	354,865	354,993	355,071	

H27	H28	H29	H30	
279	277	275	272	1
589	591	592	594	2
453	454	455	456	3
1,321	1,322	1,322	1,322	

○ ダイオキシン類排出量の推計結果及び予測条件

1 排ガス中のダイオキシン量

ごみ焼却施設	処理能力 t/日	H8年度			H15年度		
		ダイオキシン濃度 ng-TEQ/m ³ N	ごみ焼却量 t	ダイオキシン量 g	規制基準 ng-TEQ/m ³ N	ごみ焼却量 t	ダイオキシン量 g
1 珠洲市消掃センター(9年度停止)	20t×1炉	580.00	1,759	5.10			
2 珠洲市消掃センター	25t×1炉	7.80	3,724	0.15			
3 内浦町クリーンセンター	7t×2炉	1.90	2,223	0.02	10.0	2,452	0.12
4 穴水・門前クリーンセンター	12.5t×2炉	20.00	4,959	0.50	10.0	4,428	0.22
5 能登三郷消掃センター	15t×2炉	3.30	4,354	0.07			
6 輪島市輪島クリーンセンター	25t×2炉	18.00	11,524	1.04	5.0	9,954	0.25
7 七鹿広域第1衛生処理場	40t×2炉	43.00	22,379	4.81			
8 富来町第1衛生センター	10t×2炉	59.00	2,659	0.78			
9 羽咋都市環境センター	30t×2炉	68.00	12,994	4.42			
10 河北郡クリーンセンター	50t×2炉	26.00	20,932	2.72			
11 RDF専焼炉	80t×2炉				0.1	64,443	0.02
12 金沢市西部クリーンセンター	175t×2炉	5.30	89,002	2.36	1.0	82,821	0.41
13 金沢市東部クリーンセンター	125t×2炉	0.31	59,307	0.09	1.0	67,762	0.34
14 松任広域環境クリーンセンター	80t×3炉	4.30	44,766	0.96	5.0	44,792	1.12
15 能美郡美化センター	25t×2炉	13.00	8,768	0.57	10.0	11,730	0.59
16 小松市環境美化センター	50t×3炉	41.00	30,263	6.20	5.0	31,699	0.79
17 小松市能美郡ごみ焼却施設	90t×3炉						
18 加賀市環境美化センター	80t×2炉	1.12	24,539	0.14	5.0	25,015	0.63
19 山中町美化センター	12.5t×2炉	0.70	3,622	0.01	10.0	2,133	0.11
20 加賀市山中町ごみ焼却施設	55t×2炉						
21 全県			347,774	29.94		347,229	4.60
22 能登			87,507	14.51		81,277	0.61
23 金沢			148,309	2.45		150,583	0.75
24 加賀			111,958	7.88		115,369	3.24

H21年度			H29年度			
規制基準等 ng-TEQ/m ³ N	ごみ焼却量 t	ダイオキシン量 g	規制基準等 ng-TEQ/m ³ N	ごみ焼却量 t	ダイオキシン量 g	
						1
						2
						3
						4
						5
						6
						7
						8
						9
0.1	78,055	0.02	0.1	73,702	0.02	10
0.1	85,346	0.04	0.1	87,502	0.04	11
0.1	69,829	0.03	0.1	71,592	0.04	12
5.0	46,139	1.15	0.1	46,922	0.02	13
10.0	12,392	0.62				14
5.0	33,157	0.83				15
5.0	25,772	0.64	0.1	47,861	0.02	16
10.0	1,578	0.08				17
			0.1	27,414	0.01	18
	352,268	3.41		354,993	0.15	19
						20
						21
	78,055	0.02		73,702	0.02	22
	155,175	0.07		159,094	0.08	23
	119,038	3.32		122,197	0.05	24

2 灰中のダイオキシン量

H8年度 焼却灰中のダイオキシン量

ごみ焼却施設	集じん方式	炉型式	処理方式	焼却灰発生率 %	焼却灰量 t	焼却灰中のダイオキシン類濃度 ng-TEQ/g	焼却灰中のダイオキシン類量 g
珠洲市消掃センター(9年度停止)	MC	バッチ	ストーカ	0.10	176	0.100	0.02
珠洲市消掃センター	MC	准連	流動床	0.05	186	0.100	0.02
内浦町クリーンセンター	BF	バッチ	ストーカ	0.10	222	0.087	0.02
穴水・門前クリーンセンター	EP	バッチ	ストーカ	0.10	496	0.100	0.05
能登三郷消掃センター	EP+MC	バッチ	ストーカ	0.10	435	0.100	0.04
輪島市輪島クリーンセンター	EP	バッチ	ストーカ	0.10	1,152	0.100	0.12
七鹿広域第1衛生処理場	EP	バッチ	流動床	0.05	1,119	0.100	0.11
富来町第1衛生センター	洗煙	バッチ	その他	0.10	266	0.100	0.03
羽咋郡市環境センター	EP	バッチ	ストーカ	0.10	1,299	0.100	0.13
河北郡クリーンセンター	EP	准連	ストーカ	0.10	2,093	0.100	0.21
RDF専焼炉	BF	全連	流動床	0.05			
金沢市西部クリーンセンター	EP	全連	ストーカ	0.10	8,900	0.025	0.22
金沢市東部クリーンセンター	BF	全連	ストーカ	0.10	5,931	0.025	0.15
松任広域環境クリーンセンター	BF	全連	ストーカ	0.10	4,477	0.000	0.00
能美郡美化センター	EP	准連	ストーカ	0.10	877	0.100	0.09
小松市環境美化センター	EP	准連	ストーカ	0.10	3,026	0.100	0.30
小松市能美郡ごみ焼却施設	BF	全連	ストーカ	0.10			
加賀市環境美化センター	BF	全連	流動床	0.05	1,227	0.000	0.00
山中町美化センター	BF	バッチ	ストーカ	0.10	362	0.087	0.03
加賀市山中町ごみ焼却施設	BF	全連	ストーカ	0.10			
全県					32,245		1.53
能登					7,270		0.72
金沢					14,831		0.37
加賀					9,969		0.42

H8年度 飛灰中のダイオキシン量

ごみ焼却施設	集じん方式	炉型式	処理方式	飛灰発生率 %	飛灰量 t	飛灰中のダイオキシン類濃度 ng-TEQ/g	飛灰中のダイオキシン類量 g
珠洲市消掃センター(9年度停止)	MC	バッチ	ストーカ	0.05	88	2.3	0.20
珠洲市消掃センター	MC	准連	流動床	0.10	372	2.3	0.86
内浦町クリーンセンター	BF	バッチ	ストーカ	0.05	111	1.5	0.17
穴水・門前クリーンセンター	EP	バッチ	ストーカ	0.05	248	10.0	2.48
能登三郷消掃センター	EP+MC	バッチ	ストーカ	0.05	218	2.3	0.50
輪島市輪島クリーンセンター	EP	バッチ	ストーカ	0.05	576	10.0	5.76
七鹿広域第1衛生処理場	EP	バッチ	流動床	0.10	2,238	10.0	22.38
富来町第1衛生センター	洗煙	バッチ	その他	0.05	133	10.0	1.33
羽咋郡市環境センター	EP	バッチ	ストーカ	0.05	650	10.0	6.50
河北郡クリーンセンター	EP	准連	ストーカ	0.05	1,047	10.0	10.47
RDF専焼炉	BF	全連	流動床	0.10			
金沢市西部クリーンセンター	EP	全連	ストーカ	0.05	4,450	4.9	21.81
金沢市東部クリーンセンター	BF	全連	ストーカ	0.05	2,965	2.1	6.23
松任広域環境クリーンセンター	BF	全連	ストーカ	0.05	2,238	0.6	1.34
能美郡美化センター	EP	准連	ストーカ	0.05	438	10.0	4.38
小松市環境美化センター	EP	准連	ストーカ	0.05	1,513	10.0	15.13
小松市能美郡ごみ焼却施設	BF	全連	ストーカ	0.05			
加賀市環境美化センター	BF	全連	流動床	0.10	2,454	0.6	1.47
山中町美化センター	BF	バッチ	ストーカ	0.05	181	1.5	0.27
加賀市山中町ごみ焼却施設	BF	全連	ストーカ	0.05			
全県					19,920		101.28
能登					5,593		50.45
金沢					7,415		28.04
加賀					6,824		22.59

H15年度 灰中のダイオキシン量

ごみ処理施設	焼却灰量 t	飛灰量 t	溶融 飛灰量 t	溶融 スラグ量 t	焼却灰中のダイ オキシン類濃度 ng-TEQ/g	飛灰中のダイ オキシン類濃度 ng-TEQ/g	焼却灰中のダ イオキシン類量 g	飛灰中のダイ オキシン類量 g
珠洲市清掃センター(9年度停止)								
珠洲市清掃センター	236	118			0.087	1.5	0.02	0.18
内浦町クリーンセンター	407	203			0.100	10.0	0.04	2.03
穴水・門前クリーンセンター								
能登三郷清掃センター	995	498			0.100	10.0	0.10	4.98
輪島市輪島クリーンセンター								
七鹿広域第1衛生処理場								
富来町第1衛生センター								
羽咋都市環境センター								
河北郡クリーンセンター								
RDF専焼炉			483.3	9,827.4	0.000	0.6	0.00	0.29
金沢市西部クリーンセンター	8,282	4,141			0.025	4.9	0.21	20.29
金沢市東部クリーンセンター	6,776	3,388			0.025	2.1	0.17	7.12
松任広域環境クリーンセンター	4,479	2,240			0.000	0.6	0.00	1.34
能美郡美化センター	1,173	587			0.100	10.0	0.12	5.87
小松市環境美化センター	3,170	1,585			0.100	10.0	0.32	15.85
小松市能美郡ごみ焼却施設								
加賀市環境美化センター	1,251	2,502			0.000	0.6	0.00	1.50
山中町美化センター	213	107			0.087	1.5	0.02	0.16
加賀市山中町ごみ焼却施設								
全県	26,983	15,368	483.3	9,827.4			0.99	59.60
能登	1,638	819	483.3	9,827.4			0.16	7.48
金沢	15,058	7,529					0.38	27.41
加賀	10,286	7,019					0.45	24.72

H21年度 灰中のダイオキシン量

ごみ処理施設	焼却灰量 t	飛灰量 t	溶融 飛灰量 t	溶融 スラグ量 t	焼却灰中のダイ オキシン類濃度 ng-TEQ/g	飛灰中のダイ オキシン類濃度 ng-TEQ/g	焼却灰中のダ イオキシン類量 g	飛灰中のダイ オキシン類量 g
珠洲市清掃センター(9年度停止)								
珠洲市清掃センター								
内浦町クリーンセンター								
穴水・門前クリーンセンター								
能登三郷清掃センター								
輪島市輪島クリーンセンター								
七鹿広域第1衛生処理場								
富来町第1衛生センター								
羽咋都市環境センター								
河北郡クリーンセンター								
RDF専焼炉			585	11,903	0.000	0.60	0.00	0.35
金沢市西部クリーンセンター			1,164	12,162	0.000	0.60	0.00	0.70
金沢市東部クリーンセンター								
松任広域環境クリーンセンター	4,614	2,307			0.000	0.60	0.00	1.38
能美郡美化センター	1,239	620			0.100	10.00	0.12	6.20
小松市環境美化センター	3,316	1,658			0.100	10.00	0.33	16.58
小松市能美郡ごみ焼却施設								
加賀市環境美化センター	1,289	2,577			0.000	0.60	0.00	1.55
山中町美化センター	158	79			0.087	1.70	0.01	0.13
加賀市山中町ごみ焼却施設								
全県	10,616	7,241	1,749	24,065			0.47	26.89
能登			585	11,903			0.00	0.35
金沢			1,164	12,162			0.00	0.70
加賀	10,616	7,241					0.47	25.84

注:金沢市の焼却灰、飛灰は西部クリーンセンターで一括して溶融処理を行うものとする。

H29年度 灰中のダイオキシン量

ごみ処理施設	焼却灰量 t	飛灰量 t	溶融 飛灰量 t	溶融 スラグ量 t	焼却灰中のダイ オキシン類濃度 ng-TEQ/g	飛灰中のダイ オキシン類濃度 ng-TEQ/g	焼却灰中のダイ オキシン類量 g	飛灰中のダイ オキシン類量 g
珠洲市消掃センター(9年度停止)								
珠洲市消掃センター								
内浦町クリーンセンター								
穴水・門前クリーンセンター								
能登三郷消掃センター								
輪島市輪島クリーンセンター								
七鹿広域第1衛生処理場								
富来町第1衛生センター								
羽咋都市環境センター								
河北郡クリーンセンター								
RDF専焼炉			553	11,240	0.000	0.60	0.00	0.33
金沢市西部クリーンセンター、 金沢市東部クリーンセンター			1,193	22,671	0.000	0.60	0.00	0.72
松任広域環境クリーンセンター	4,692	2,346			0.000	0.60	0.00	1.41
能美郡美化センター								
小松市環境美化センター								
小松市能美郡ごみ焼却施設			359	6,820	0.000	0.60	0.00	0.22
加賀市環境美化センター								
山中町美化センター								
加賀市山中町ごみ焼却施設			206	3,906	0.000	0.60	0.00	0.12
全県	4,692	2,346	2,311	44,637			0.00	2.79
能登							0.00	0.33
金沢							0.00	0.72
加賀	4,692		553 1,193 565	11,240 22,671 10,726			0.00	1.75

※ 予測条件

広域化によるダイオキシン類削減効果の予測は、次の条件で行った。

1 排ガス中のダイオキシン類濃度

(単位:ng-TEQ/m³N)

	現 状	平成15年度	平成29年度
ダイオキシン類濃度	平成8年度実績値	法規制値(注)	0.1
ごみ(RDF)焼却量	平成8年度実績値	ブロック別推計値	ブロック別推計値
排ガス量	・ごみ焼却方式:5,000m ³ N/ごみ-t ・RDF焼却方式:3,000m ³ N/ごみ-t		

注)・焼却ごみ量の推計は、全ての市町村等でリサイクルプラザ等を整備するとし、
焼却ごみ量+収集不燃ごみ量×0.3-51.5g/人・日(容器包装リサイクル分の減量分)とした。
・平成14年12月1日以降に新設される焼却炉や排ガスの高度化等の改造を行うものについては、
排ガス中のダイオキシン類濃度を0.1ng-TEQ/m³Nとした。

2 焼却残渣等排出量

	現 状	平成15年度	平成29年度
焼却灰量	・ストーカ炉:焼却量の10% 飛灰量	・流動床炉:焼却量の 5%	
飛灰量	・ストーカ炉:焼却量の 5%	・流動床炉:焼却量の10%	
溶融飛灰量	—	・焼却灰+飛灰の 5%	
溶融スラグ量	—	・焼却灰+飛灰の95%	

注)・RDF化に伴い添加する石灰量は、ごみt当たり1%とした。
・また、焼却に伴い石灰の全量が飛灰となり、その後、溶融固化により全量が溶融スラグになるものとした。

3 焼却灰中のダイオキシン類濃度

(単位:ng-TEQ/g)

運転方式	旧ガイドライン非適用	旧ガイドライン適用
全連続	0.025	0.000
准連続・バッチ	0.100	0.087

注)出典:ガイドラインの中央値

4 飛灰中のダイオキシン類濃度

(単位:ng-TEQ/g)

運転方式	集じん方式	旧ガイドライン非適用	旧ガイドライン適用
全連続	・電気集じん器	4.9	1.9
	・ろ過式集じん器	2.1	0.6
准連続・バッチ	・電気集じん器	10.0	1.9
	・ろ過式集じん器	1.7	1.5
	・マルチサイクロン他	2.3	—

注)出典:ガイドラインの中央値



リサイクルシンボルマーク

R100
古紙混合率100%再生紙を使用しています